

公共経営論

1

2014年度 秋学期

鷺頭 美央

講師経歴

- 2003年(H15) 総務省入省
- 地方債制度、公会計、予算・決算調製など主に地方財政分野に従事。
- 山梨県庁(H15-17)、高知県庁(H22-24)にも勤務
- 高知県では、中心商店街の活性化や地域福祉などの分野で、現場での政策立案や予算編成を担当。
- 米・コロンビア大学国際関係・公共政策大学院 (Columbia University, School of International and Public Affairs) で公共経営を専攻。ニューヨーク市財務部局のコンサルティングプロジェクトに携わる。

INTRODUCTION ー高知県について①ー



－高知県について②－



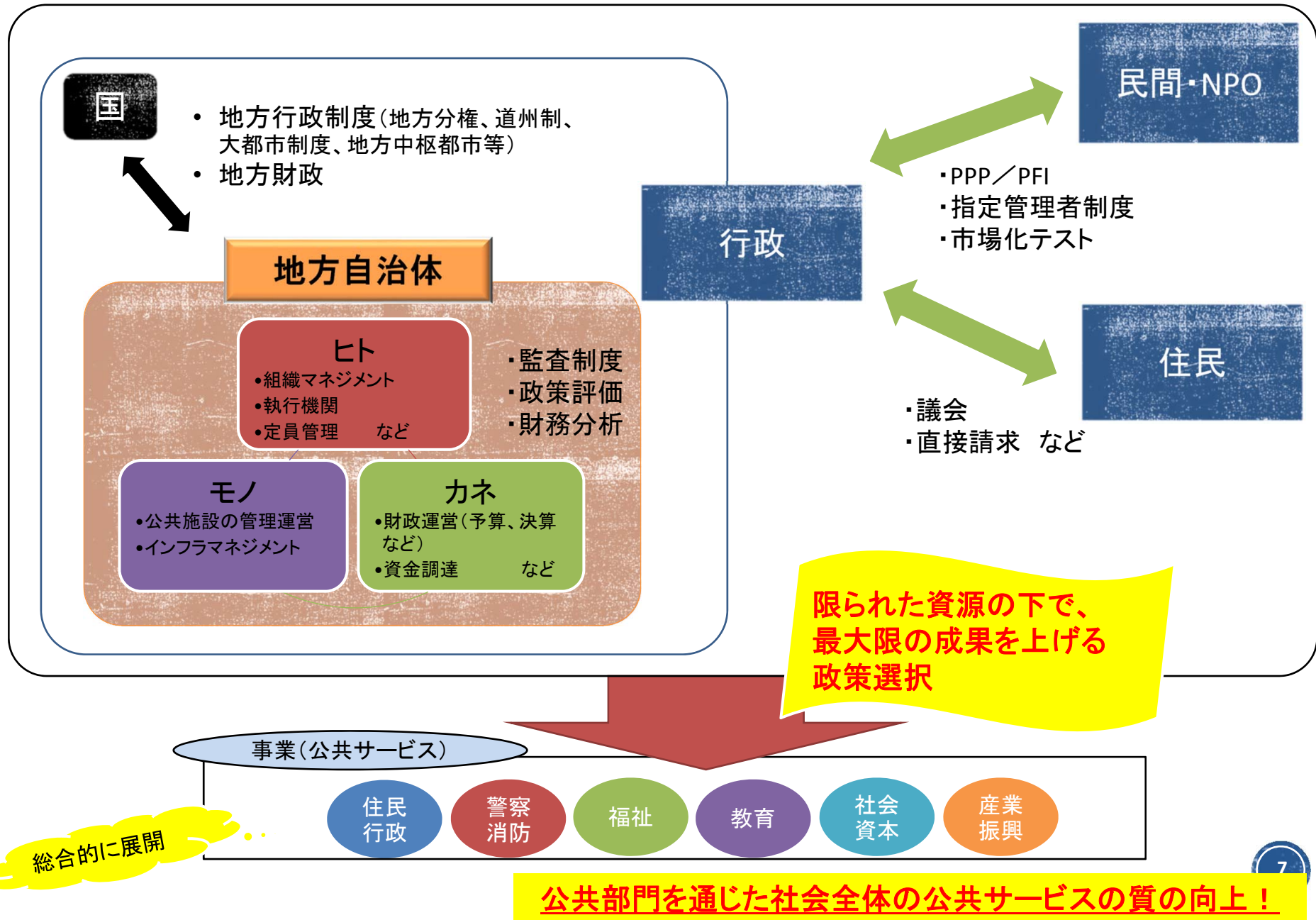
統計でみる高知県のすがた

- 総人口: 76,4456人 (H22国勢調査) 全国45位
- 人口密度: 107.6人/km² 全国43位
- 高齢化率: 30.1% (H24) 全国2位
- 製造品出荷額: 4,680億円 (H23) 全国47位
- 一人当たり県民所得: 219.9万円 (H23) 全国46位

データの意味するところ

- 人口が少ない
→経済規模が小さい、税収少ない、脆弱な財政基盤
- 高齢化率が高い＝生産年齢人口が少ない
→経済規模の縮小、若者の県外流出、社会保障負担が重い
- 人口密度が低い＝過疎化
→行政サービス提供コストの増嵩、中山間地域の衰退
- 製造品出荷額が低い、県民一人あたり所得が低い
→産業集積が少ない、更なる人口減少を招く可能性、
脆弱な財政基盤

公共経営 (PUBLIC MANAGEMENT)の全体像



授業全体の構成

I 地方行財政制度を中心とした行政の仕組み

①わが国の地方自治体を取りまく制度の現状

地方行財政制度の基本的な仕組み、地方分権改革や道州制、大都市制度、地方中枢都市等の最近の動き

②各地方自治体における運営の基本(制度)

執行機関、組織、議会との関係、監査制度 等

II 自治体経営における課題とこれに対する方策

指定管理者制度、PPP／PFI等の民間との連携

政策評価や公会計等を活用した行政改革

公共施設マネジメント等の動き 等

※講義日程は別紙

評価

- レポート(個人課題 × 2)
- グループワーク(事例研究)
- 授業への参画を加味

レポート・グループワークについて

<レポート>

- 第3回及び第6回に出題予定(翌週提出)
- 具体的なケースについて、2～3枚程度の政策提言をまとめる形で提出。
- 実効性があり、訴求力のある提言をまとめる力を身につけることが目的。

<グループワーク>

- 3人1組のグループで取り組む。
- 課題として出された具体的なケースについて、調査し、グループで議論の上、第10回においてプレゼンテーションを行う。(課題・グループは第2回に決定)
- 併せて報告書も提出。
- グループ討議の中で、柔軟な発想力や意見調整力、また対外的な発進力などを身につけることが目的。



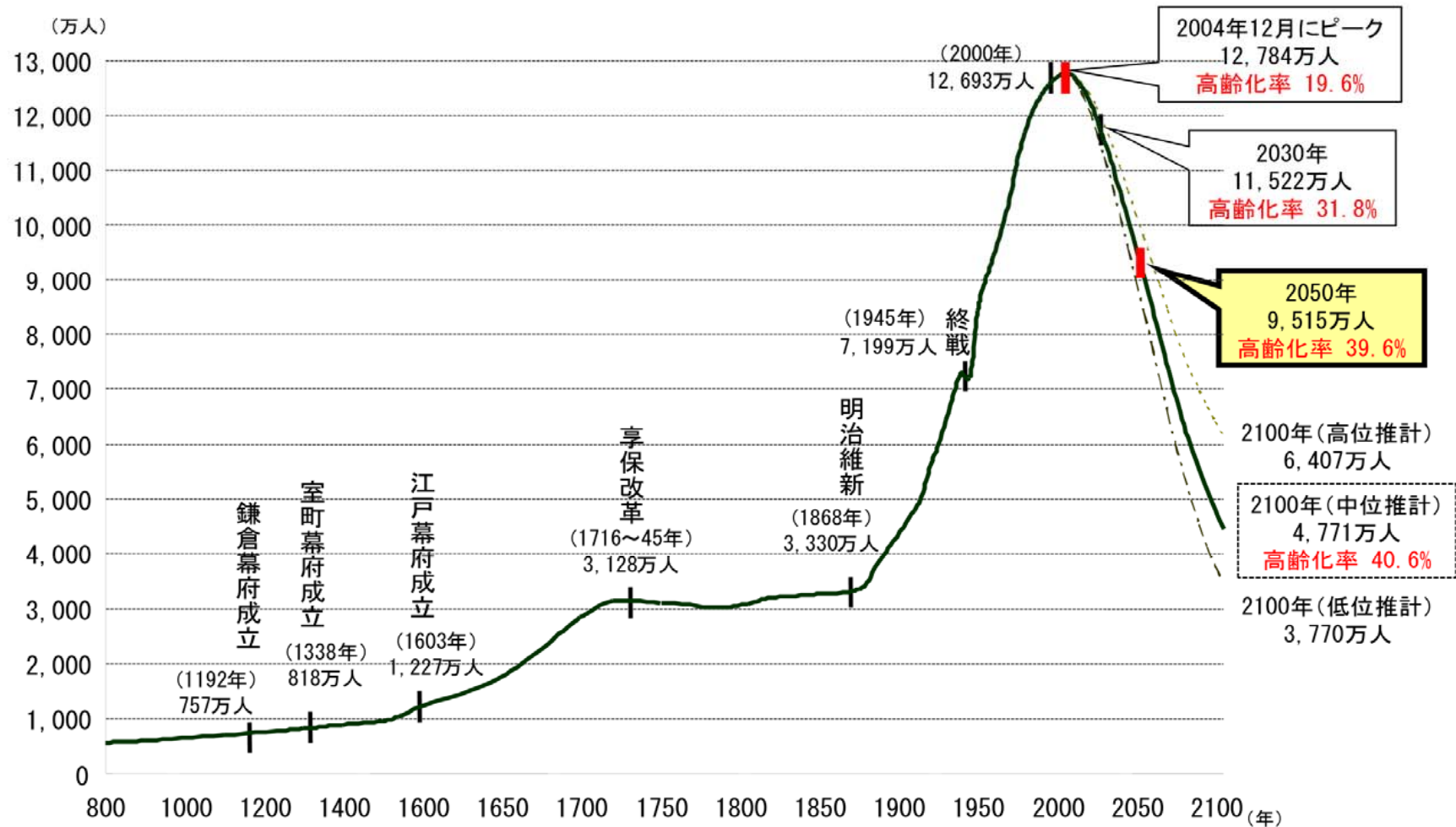
PROLOGUE

— 公共経営を考えるにあたって —



我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。

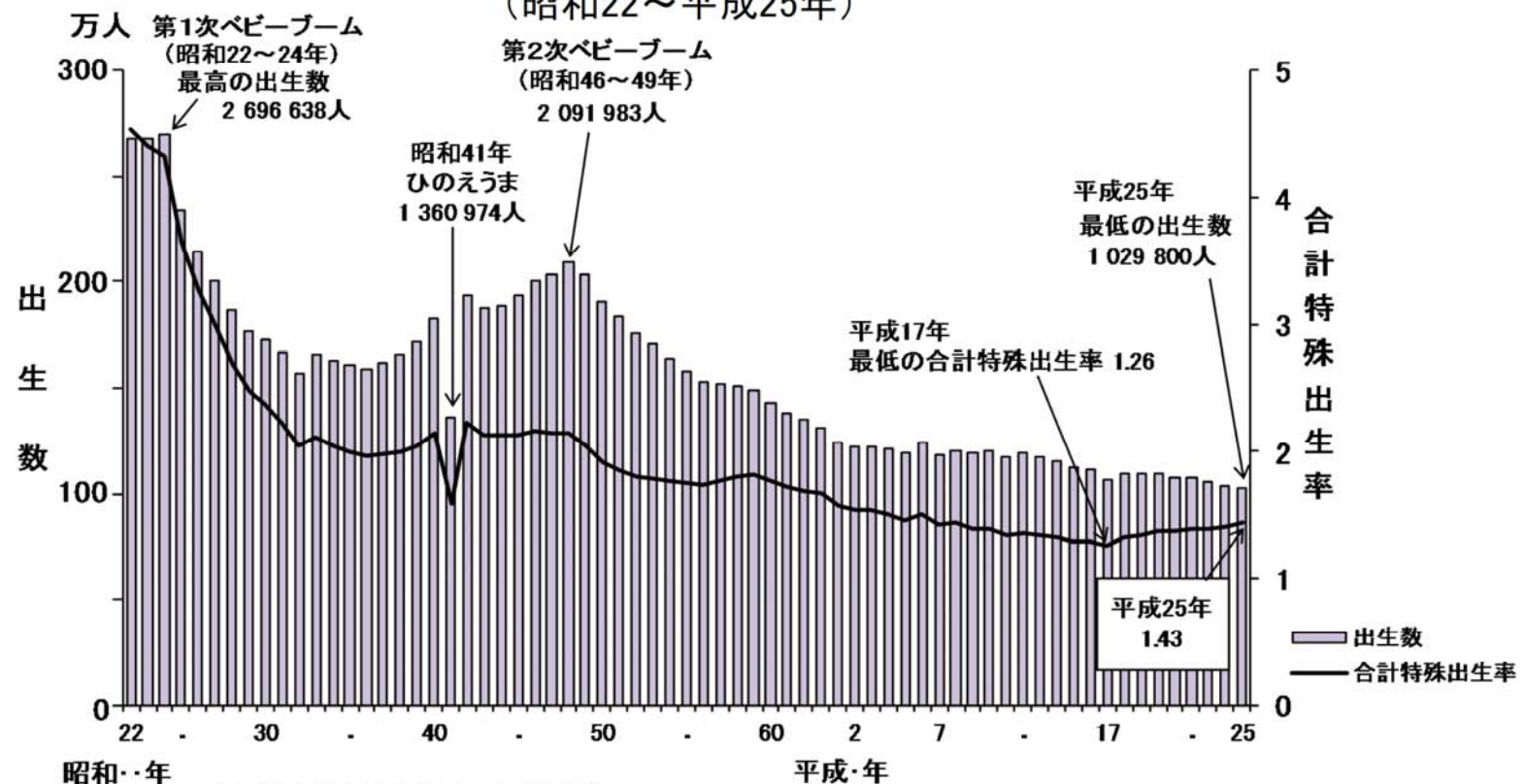


出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

1-1 日本の出生数・出生率推移

- 日本の人口減少には歯止めがかかっていない。
- 合計特殊出生率は、2005年の1.26から2013年の1.43までやや回復するも、出生数は1970年代半ば以降減少傾向。
- 第2次ベビーブーム世代は40歳代となり(第3次ベビーブームは発生せず)、このまま推移すれば、今後子どもをもつ可能性のある若い世代の人口が傾向的に減少していくことが確実。

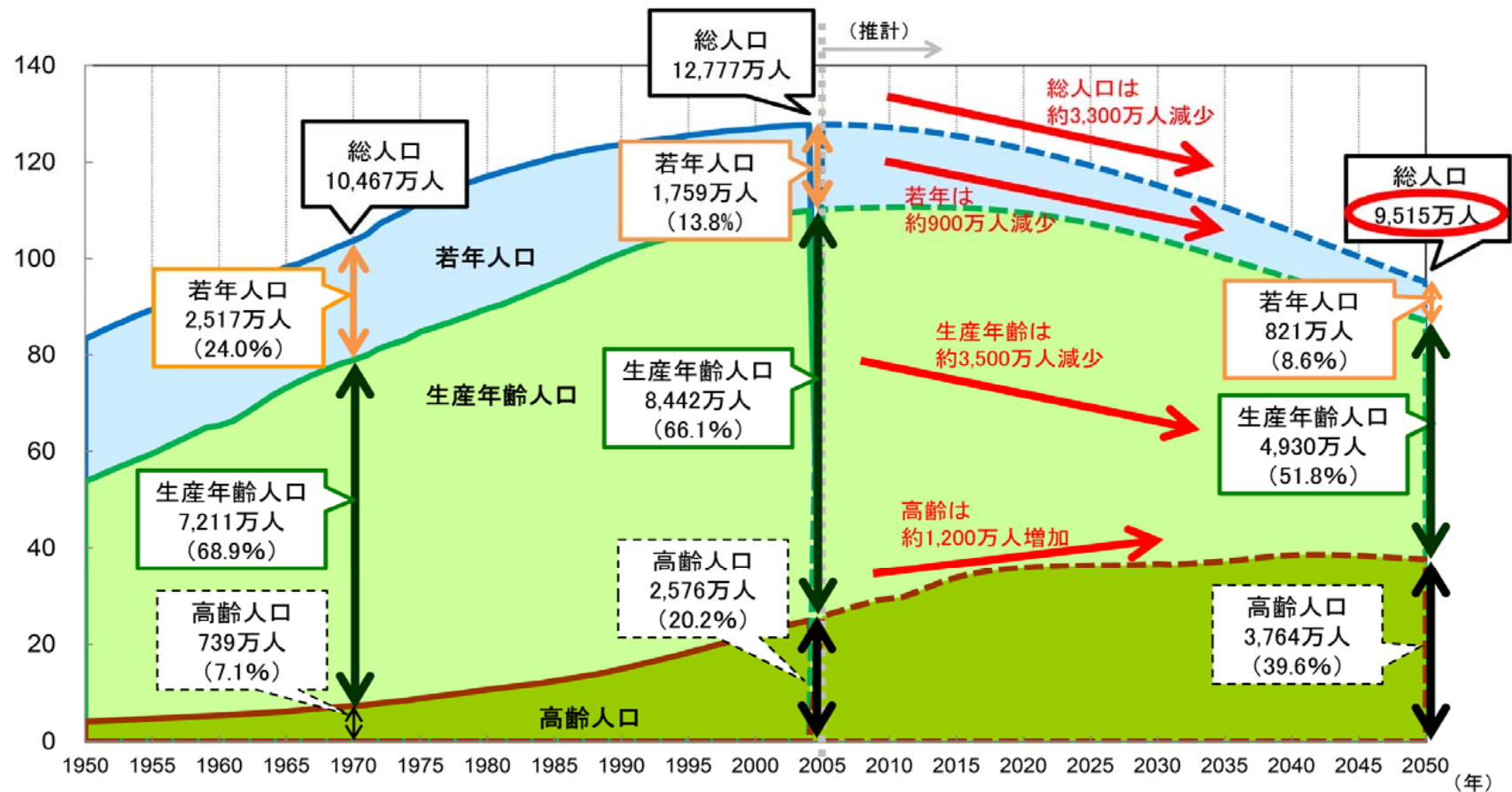
出生数及び合計特殊出生率の年次推移
(昭和22～平成25年)



(出典)厚生労働省「人口動態統計」

我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。

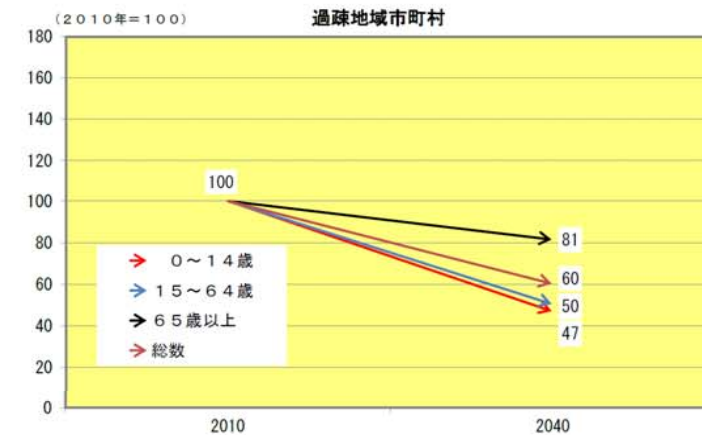
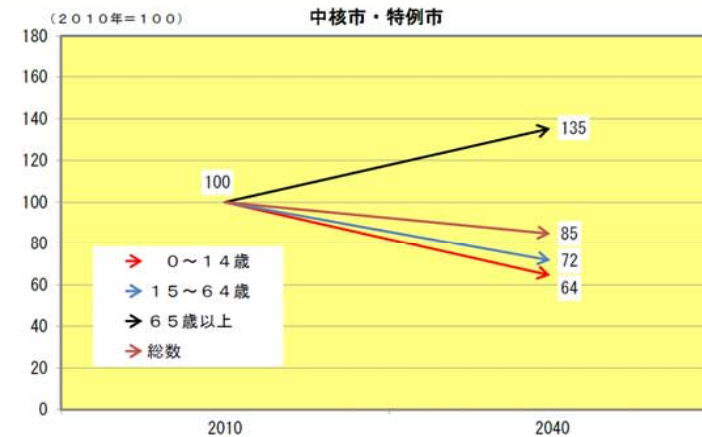
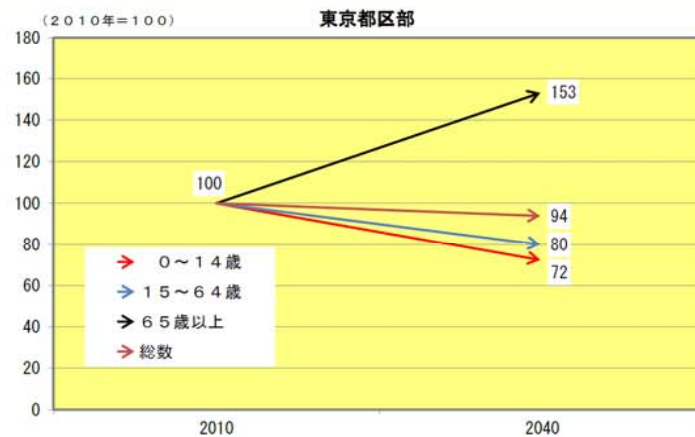


（注1）「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
（注2）（ ）内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

（注3）2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている
（注4）1950～1969、1971年は沖縄を含まない

1-3 地域によって異なる将来人口動向

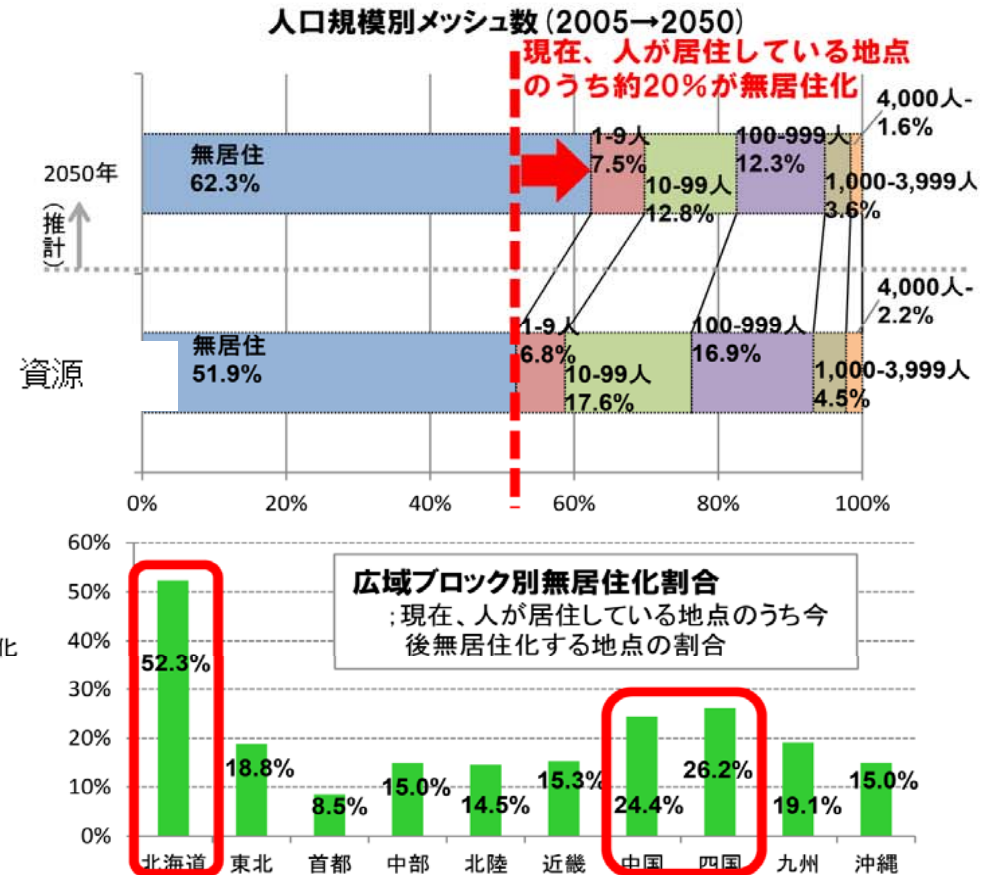
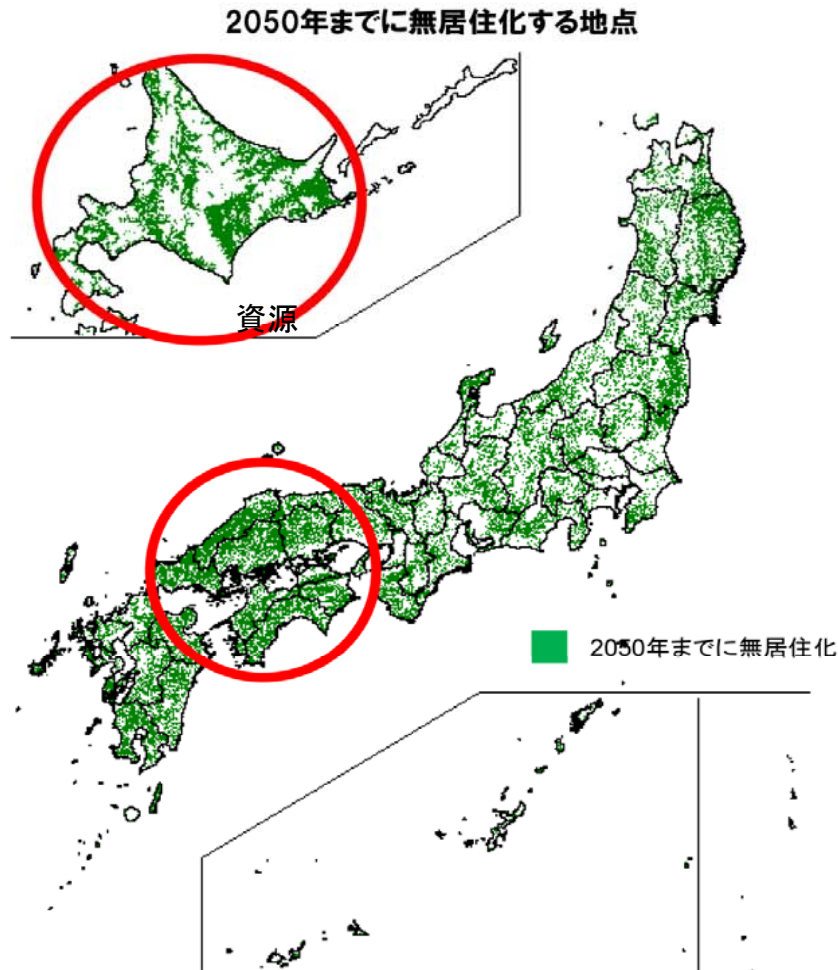
- 地域によって将来人口動向の『減少段階』は大きく異なっている。
- 東京都区部や中核市などの都市部は『第1段階』にあるのに対し、人口5万人以下の地方都市は『第2段階』、うち過疎地域は『第3段階』に突入している。



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より作成。
2. 上記地域別将来推計人口の推計対象となっている市区町村について、カテゴリー（人口5万人以下の市区町村は2010年の人口規模で、中核市・特例市は平成26年4月1日現在で、過疎地域市町村は平成26年4月5日現在でみたもの）ごとに総計を求め、2010年の人口を100とし、2040年の人口を指数化した。

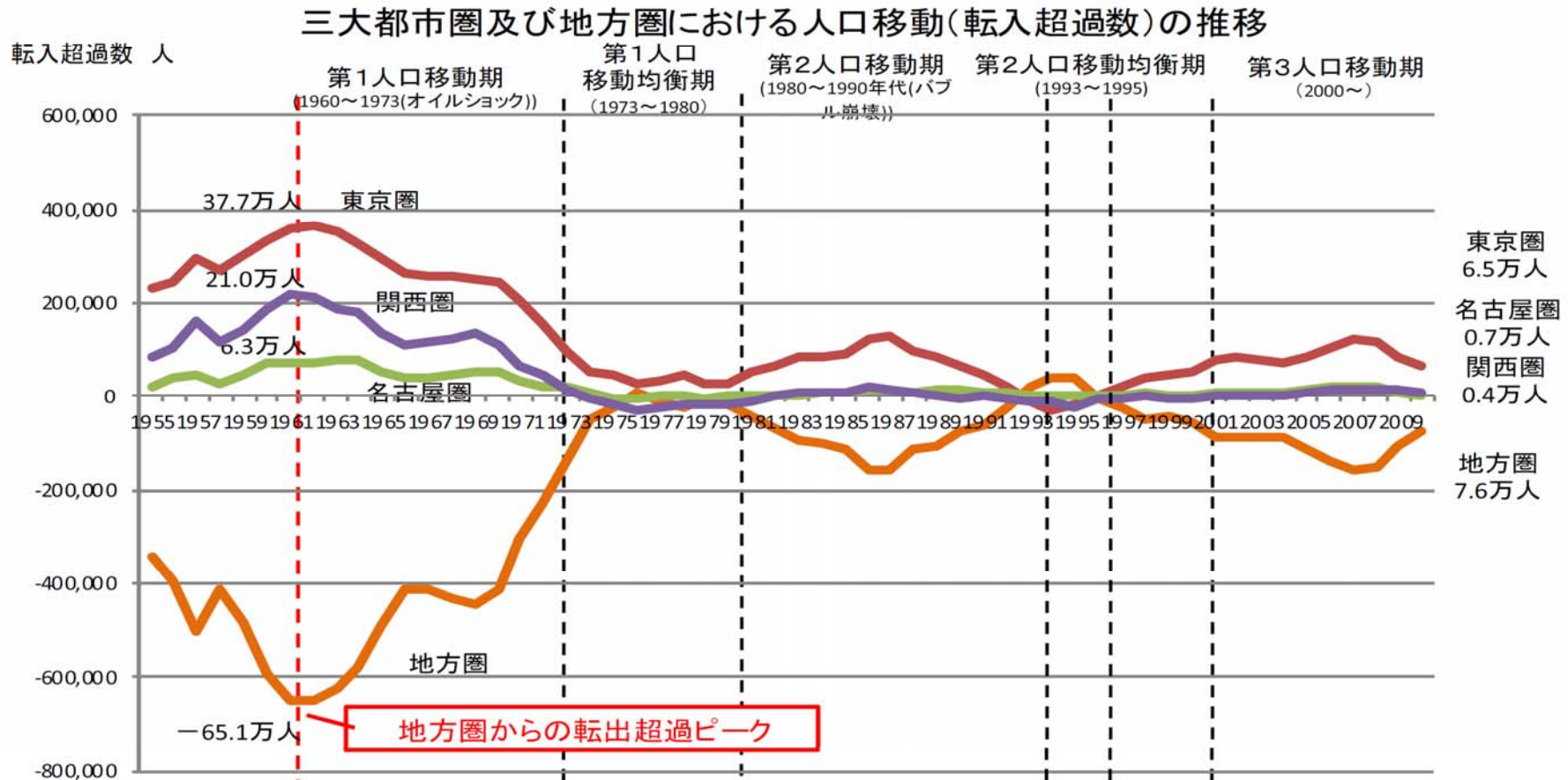
居住地・無居住地の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。



2. 大都市圏への「人口移動」による人口減少の加速化

- 日本特有の課題は、大都市圏への「人口移動」。若年層流出により地方は「人口再生産力」を喪失。
- 第1期は1960～70年代の高度成長期、第2期は1980～90年代のバブル経済期、第3期は2000年以降の製造業拠点の海外移転による地方経済悪化期。



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(注) 上記の地域区分は以下の通り。

東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県

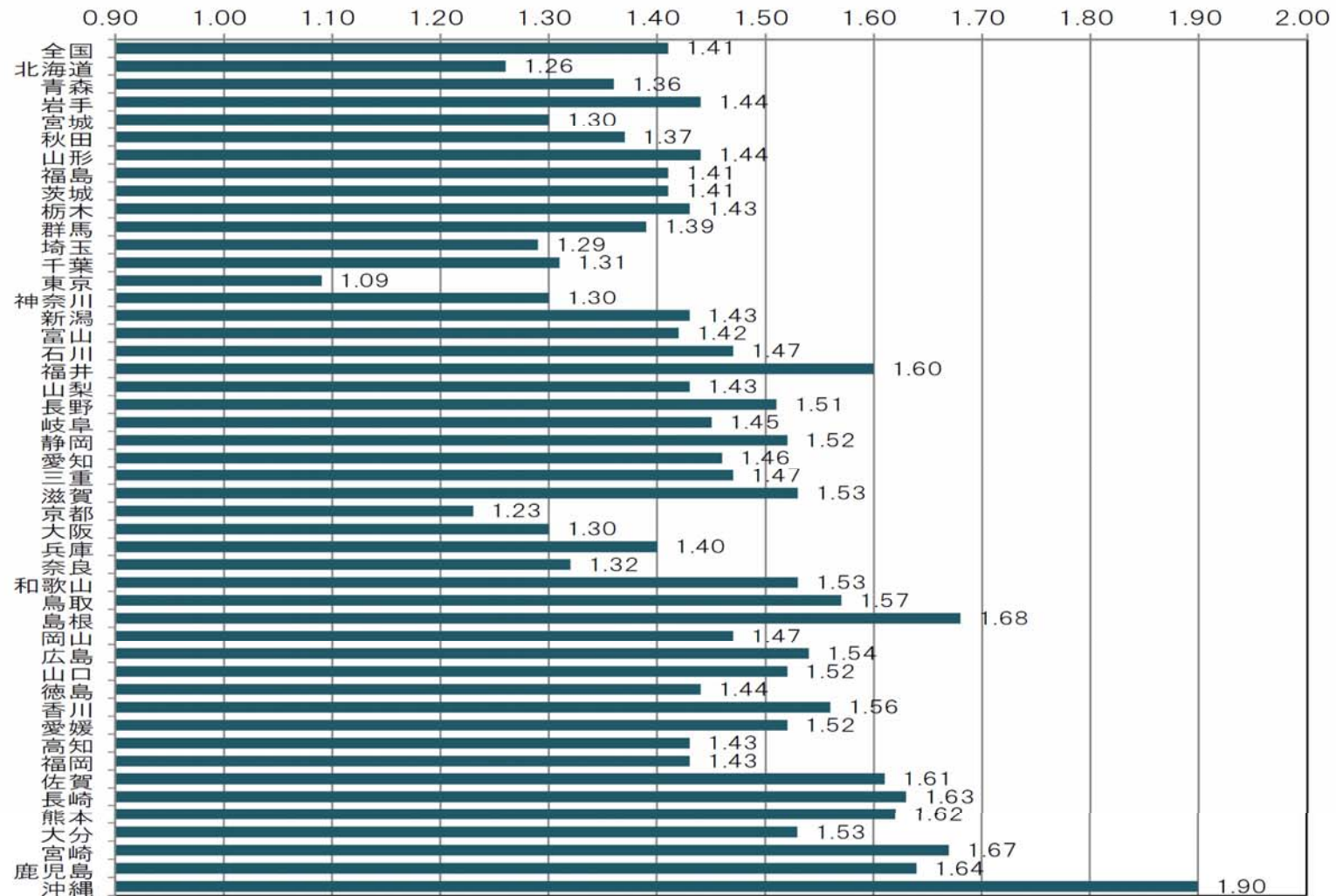
関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

三大都市圏: 東京圏、名古屋圏、関西圏

地方圏: 三大都市圏以外の地域

○人口稠密な大都市圏の出生率は低い。東京の合計特殊出生率は1.09（日本全体では1.41）。
○東京への若者の流入が増えれば、人口減少のスピードはさらに加速する。

都道府県の合計特殊出生率（2012年）

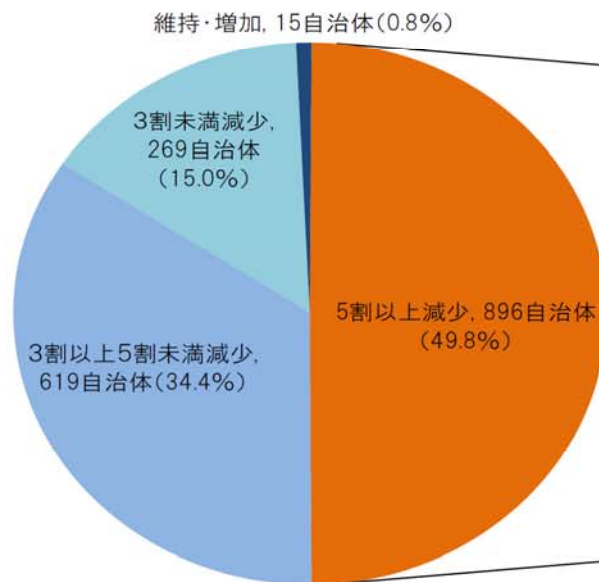


（備考）厚生労働省「平成24年人口動態統計」より作成。

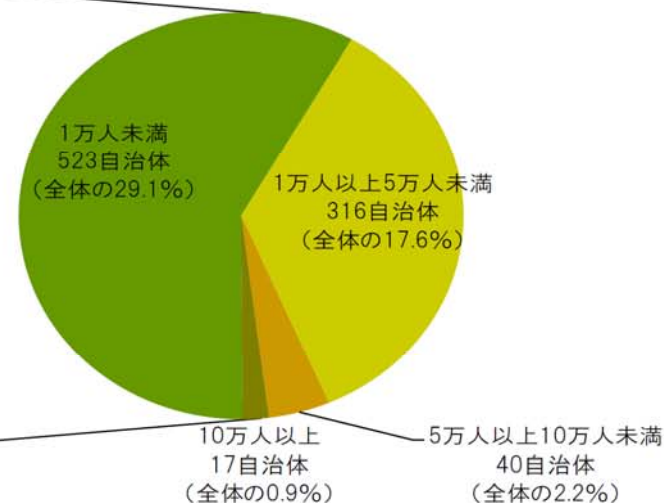
4. 「地方消滅」という未来（鍵を握る「若年女性人口」）

- 鍵を握るのは、「20～39歳若年女性人口」。2040年時点で、若年女性人口が5割以上減少し、人口一万人未満の小規模自治体は、「消滅可能性」が高い。
- 2040年に若年女性人口が5割以上減少する自治体は、人口移動が収束するケースでは、373市町村（全体の20.7%）に対し、人口移動が収束しないケースでは、**896市町村（全体の49.8%）**。
- うち、1万人未満となる自治体は、人口移動が収束するケースでは243市町村（全体の13.5%）に対し、人口移動が収束しないケースでは、**523市町村（29.1%）**。

20～39歳女性人口の変化率でみた市町村数



20～39歳女性人口が5割以上減少する市町村の人口規模別にみた内訳

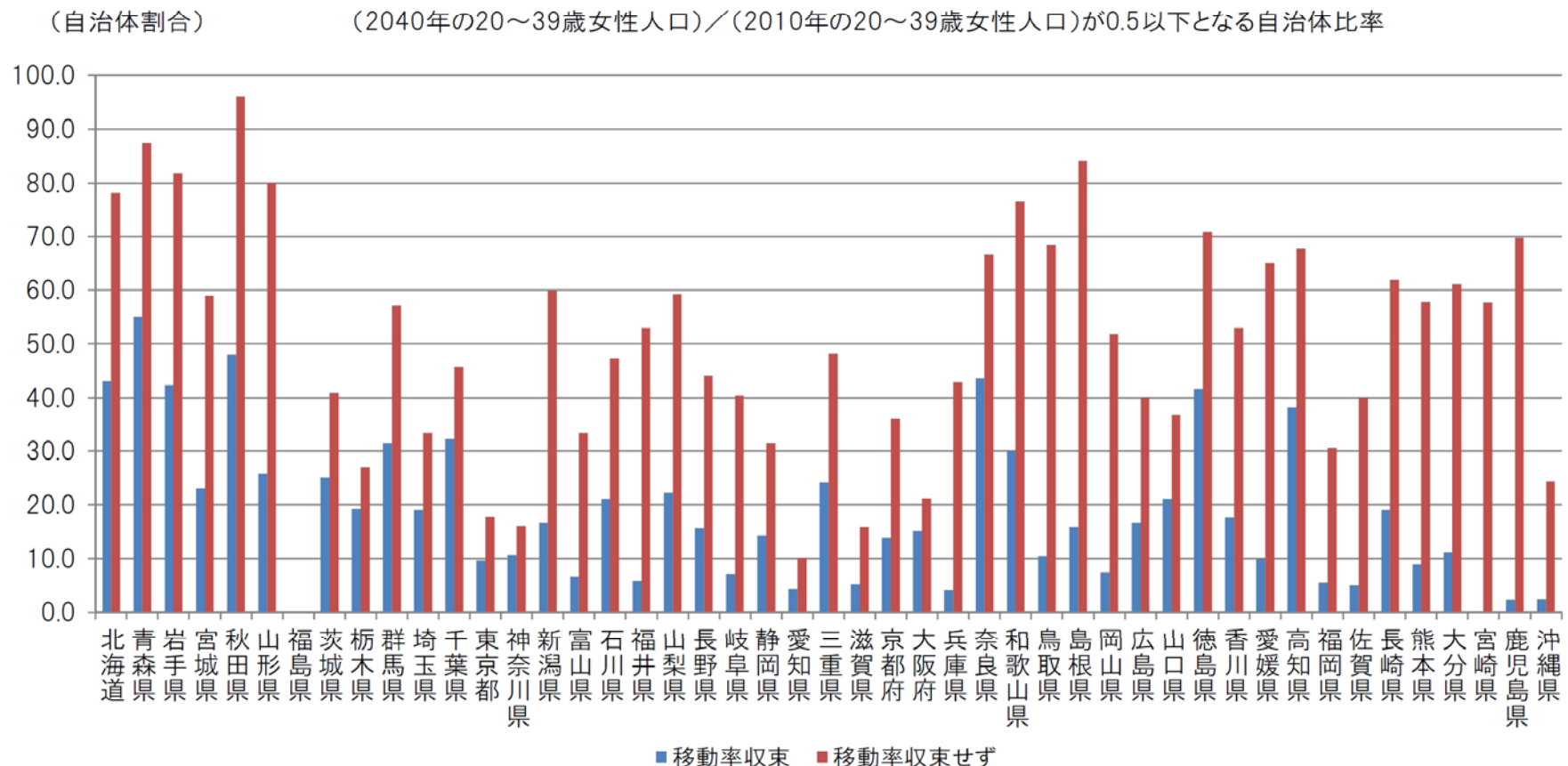


（備考）

1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（平成25年3月推計）」及びその関連データより作成。
2. 人口移動が収束しないと仮定した場合の推計は、2010年から2015年にかけての人口の社会純増数（純移動率がプラスとなっている項の合計）と社会純減数（純移動率がマイナスとなっている項の合計）とがその後もほぼ同じ水準で推移するよう、年次別・性別・年齢階級別（85歳未満まで）の純移動率について、プラスの純移動率、マイナスの純移動率別に一定の調整率を作成し乗じて推計したもの。
3. 数値は、12政令市は区をひとつの自治体としてみており、福島県の自治体を含まない。

20～39歳女性が半分以下になる自治体比率(2010～2040年)

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計を前提とした場合、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以下になる自治体比率は20.7%。
- さらに人口移動が収束しないとする仮定を置くと、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以下になる自治体数は49.8%。



(備考)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」及びその関連データから作成

「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」

(増田寛也(東京大学客員教授)ほか・中央公論2013.12月号)

【現状分析】

I 将来の人口減少動向は3つのプロセスを経て、高齢者すら多くの地域で減少していく。大都市や中核市は第一段階にあるのに対して、地方では既に第二段階、さらには第三段階に差し掛かっている地域もある。

第一段階：老年人口増加＋生産年齢・年少人口減少

第二段階：老年人口維持・微減＋生産年齢・年少人口減少

第三段階：老年人口減少＋生産年齢・年少人口減少⇒恒常的に老年人口でさえ減少する本格的な人口減少時代

※ 地方での高齢者人口が減少するため、医療・介護サービスが過剰気味となり、雇用吸収力が減少することで、人材が大量に東京圏へ流出する可能性が高く、将来急激な人口減少を招く可能性(社人研推計よりも深刻な事態に)。

II 2040年(平成52年)までに出産可能年齢(20～39歳)の女性が5割以上減少する市区町村は、いくら出生率を引き上げても、若年女性減少によるマイナス効果がそれを上回るため、人口減少が止まらず、「消滅可能性」が高いと言わざるを得ない。

※ もし人口を維持しようとする、出生率を直ちに2.8～2.9という非現実的な水準まで引き上げる必要がある。

【増田氏の見解】

- 本格的に迎える人口減少社会の中で豊かさをどう実現していくか、長期的視点で現状を直視する必要。
- 人口減少の進展により、地域コミュニティ機能の低下だけではなく、医療・教育といったサービスが維持できなくなる。
- 遠隔医療・集落移転などの政策は、地域機能の維持には有効だが、いずれにせよ「受け身」の政策。
- 中長期的に、地方が持続可能な経済社会構造を構築する施策として、広域の地域ブロックごとに、人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が自らの多様な力を振り絞って独自の再生産構造を創る人口・国土構造を構築すべき。
- 地域ブロック単位の地方中核都市が重要。資源や政策を集中的に投入することで、地方が踏ん張る拠点を設けるべき。
- 従来の「地方分権論」を超えた論議が必要。

「ストップ少子化・地方元気戦略」(要約版)

—戦略の基本方針と主な施策—

人口減少の深刻な状況(特に地方の急激な人口減少)に関し
国民の基本認識の共有を図る。

- 全国の人口減少の将来の姿を公表。「ストップ少子化アンバサダー」の活動。

【ストップ少子化戦略】

○ 基本目標を「国民の『希望出生率』の実現」に置く。

- 2025年に「希望出生率＝1.8」を実現することを基本目標。その後第二段階として、人口置換水準(出生率＝2.1)の実現も視野に置く。〈別紙〉

○ 若者が結婚し、子どもを産み育てやすい環境づくりのため、
全ての政策を集中する。企業の協力は重要な要素。

- 「若者・結婚子育て年収500万円モデル」を目指した雇用・生活の安定
- 結婚・妊娠・出産支援(公共機関による結婚機会提供、妊娠出産知識普及、妊娠・出産・子育てワンストップ相談支援)
- 子育て支援(待機児童解消、「保育施設付マンション」、ひとり親家庭支援)
- 働き方改革(育休保障水準引上げ、多様な「働き方」「企業別出生率」公表)
- 多子世帯支援(子どもが多いほど有利になる税・社会保障、多子世帯住宅)

○ 女性だけでなく、男性の問題として取り組む。

- 男性の育児参画、育休完全取得、定時退社促進(残業割増率引き上げ)

○ 新たな費用は、「高齢者世代から次世代への支援」の方針
の下、高齢者対策の見直し等によって対応する。

- 高齢者優遇制度等の見直し(公的年金等控除など)、「終末期ケア」の見直し

【地方元気戦略】

○ 基本目標を「地方から大都市への『人の流れ』を変えるこ
と」、特に『東京一極集中』に歯止めをかけることに置く。

- 地方の人口減少の最大要因は、若者の大都市への流出。これが、日本全体の少子化に拍車をかけている。一方、東京圏は高齢化が一挙に進む。
 - 地方から大都市への『人の流れ』を変えること、特に『東京一極集中』に歯止めをかけることを基本目標。少子化対策とともに首都直下地震対策にも有効。
- ※2020年の東京五輪を視野に置き、対応を急ぐ必要がある。

○ 「選択と集中」の考え方の下で、地域の多様な取組を支援。

◇「若者に魅力のある地域拠点都市」に投資と施策を集中することが重要。

- 人口減少に即応した「新たな集積構造」の構築：
「コンパクトな拠点」＋「ネットワーク」形成、自治体間の「地域連携」、「地方法人課税改革」
- 地域経済を支える基盤づくり；地域資源を活かした産業、スキル人材の地方へのシフト、農林水産業の再生
- 地方へ人を呼び込む魅力づくり；地方大学の再編強化、地方企業への就職支援、「全国住み替えマップ」、ふるさと納税の推進、都市からの住み替え支援優遇税制、観光振興
- 都市高齢者の地方への住み替えを支援

【女性・人材活躍戦略】

○ 女性や高齢者、海外人材の活躍推進に強力に取り組む。

- 「女性就労目標」の達成 ●「働き方」に中立な税・社会保障
- 女性登用(行政・民間企業の数値目標設定)
- 「高齢者」の定義見直し、高齢者の就労促進
- 海外からの大規模移民は現実的でない。「高度人材」の受け入れを推進

長期的かつ総合的な視点から、政策を迅速に実施する。

- 内閣に「総合戦略本部」を設置し、「長期ビジョン」と総合戦略を策定。
- 地域の関係自治体に参加する「地域戦略協議会」を設置し、「地域版長期ビジョン」と総合戦略を策定(地域の「出生率目標」設定を含む)。

＜別紙＞基本目標＝国民の『希望出生率』の実現

◎「国民の希望が叶った場合の出生率（希望出生率）」の実現を基本目標とし、結婚をし、子どもを産み育てたい人の希望を阻害する要因（希望阻害要因）の除去に取り組む。

＜基本目標＞

◆現状(2012年)出生率＝1.41

◆基本目標(2025年)

『希望出生率』＝1.8

●国民の「希望出生率」として出生率＝1.8を想定。

・夫婦の意向や独身者の結婚希望等から算出。

「希望出生率」＝

{ 既婚者割合×夫婦の予定子ども数＋
未婚者割合×未婚結婚希望割合×理想子ども数 }
×離別等効果

{ (34%×2.07人) + (66%×89%×2.12人) } × 0.938
≒ 1.8 (平成22年出生動向調査)

・最も出生率が高い沖縄県は出生率＝1.8～1.9

・OECD諸国の半数が出生率＝1.8を超えている。

(参考)人口置換基準 出生率＝2.1

●将来人口が安定する「人口置換水準」は2.1

・日本の夫婦の理想平均子ども数は2.42人

・米、仏、英、スウェーデンの出生率は2前後

◎出生率が2025年に1.8、2035年に2.1となった場合(右図のケースB)

・総人口は約9500万人で安定

・高齢化比率が低下する効果も

出生率向上の要因

1. 結婚割合の上昇

◎20歳代～30歳代前半に結婚・出産・子育てしやすい環境を作る

○出生率1.8

・20歳代後半の結婚割合(現在40%)が60%になれば実現可能

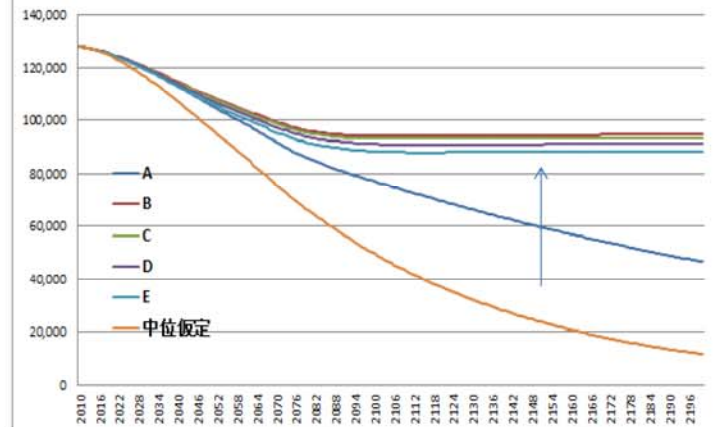
○出生率2.1

・20歳代前半の結婚割合(現在8%)が25%に、20歳代後半が60%になれば実現可能。

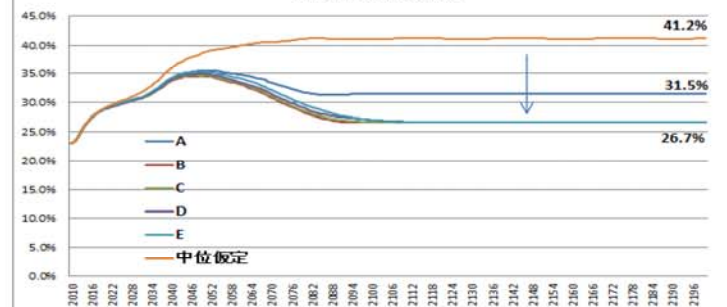
2. 夫婦の出生数増加

◎第2子、第3子以上の出産・子育てがしやすい環境を作る

超長期人口推計(単位:千人)



高齢化比率の推移



	前提(出生率)	2090年の人口	高齢比率
ケースA	2025年1.8	8,101万人(安定しない)	31.5%(2095年)
ケースB	2025年1.8→2035年2.1	9,466万人(安定)	26.7%(2095年)
ケースC	2025年1.8→2040年2.1	9,371万人(安定)	26.7%(2100年)
ケースD	2025年1.8→2050年2.1	9,200万人(安定)	26.7%(2105年)
ケースE	2030年1.8→2050年2.1	8,945万人(安定)	26.7%(2110年)
中位仮定	TFR=1.35	5,720万人(安定しない)	41.2%(2100年)

国の「総合戦略本部」

「長期ビジョン」の策定

<第一次総合戦略>

目標年次 2025 年

2015 年 → (2020 年) → 2024 年

東京五輪

- 第一の基本目標;
『希望出生率』=1.8 を実現する
- 第二の基本目標;
『東京一極集中』に歯止めをかける

「長期ビジョン」の見直し

<第二次総合戦略>

目標年次 2035 年

2025 年 → 2034 年

- ・出生率=2.1 の実現
- ・地方の再興

地方の「地域戦略協議会」

「地域版長期ビジョン」の策定

<地域版総合戦略>

目標年次 2025 年

2015 年 → (2020 年) → 2024 年

東京五輪

- 「地域版人口ビジョン(地域の「出生率目標」設定を含む)」の作成
- 「新たな集積構造」の具体的構想

「地域版長期ビジョン」の見直し

<地域版総合戦略の見直し>

目標年次 2035 年

2025 年 → 2034 年

- ・地域の目標・施策の見直し

基本認識の共有

○「人口減少社会」の実像と「今後の対応」のあり方に関し国民の基本認識の共有を図ることが必要。根拠なき「楽観論」や「悲観論」でなく、正確かつ冷静に認識する必要がある。

1. 「人口減少社会」の実像; 「楽観論」は危険である

【第1の論点】本格的な人口減少は、50年、100年先の遠い将来の話ではないか。

→ ○遠い将来のことではない。地方の多くは、既に高齢者を含めて、人口が急激に減少する深刻な事態を迎えている。

【第2の論点】人口減少は、日本の人口過密状態の改善に寄与し、適度な密度で人が住むような状態になるのではないか。

→ ○日本は地方と大都市間の「人口移動」が激しい。このまま推移すれば、①地方の「人口急減・消滅」と②大都市（特に東京圏）の「人口集中」とが同時進行していくこととなる。

【第3の論点】近年、日本の出生率が改善しているので、このまま行けば、自然と人口減少は止まるのではないか。

→ ○日本は今後若年の女性数が急速に減少するため、出生率が少々上昇しても、出生数自体は減少し続ける。仮に出生率が人口置換水準（合計特殊出生率＝2.1）となっても、数十年間は総人口は減少し続ける。

【第4の論点】人口減少は、地方だけの問題であって、都市部は人口も減っていないし、大丈夫ではないか。

→ ○都市部（東京圏）も近い将来本格的な人口減少期に入る。地方の人口が消滅すれば、都市部への人口流入がなくなり、いずれ都市部も衰退する。

2. 「今後の対応」のあり方; 「悲観論」は益にならない

【第1の論点】もはや少子化対策は手遅れ、手の打ちようがないのでは。

→ ○少子化対策は、早ければ早いほど効果がある。出生率改善の5年の遅れが安定人口の300万人減少を招く。

【第2の論点】「出生率向上」は、政策では左右されないのではないか。

→ ○出生率は、政策展開によって変わり得る（仏、スウェーデン）。日本の少子化対策は国際的に低水準。今後抜本的に強化すれば効果は期待できる。

【第3の論点】「子育て支援」が十分な地域でも、出生率は向上していないのではないか。

→ ○日本の出生率向上には、「子育て環境」だけでなく、「結婚・出産の早期化」や「多子世帯の支援」、「人の流れを変えること」が必要。総合的な対策によって出生率向上は期待できる。

【第4の論点】都市部（東京圏）への人口集中がなくなると、生産性が向上せず、経済成長ができないのではないか。

→ ○都市部も地方があつてこそ持続的に成長する。「東京一極集中」は、欧米の「地域分散構造」に比べ特異で、唯一の成長モデルではない。

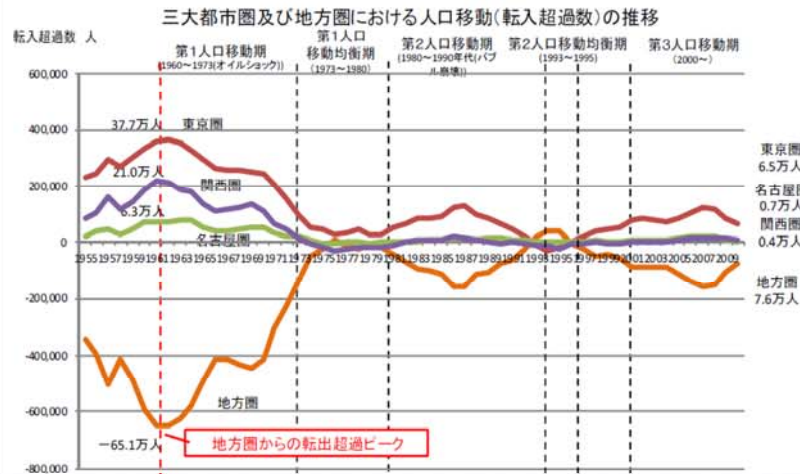
【第5の論点】海外からの移民しか、人口問題を解決できないのでは。

→ ○出生率の不足分をカバーするような大規模な移民は、現実的な政策ではない。出生率が改善することこそが、人口減少に歯止めをかける道である。

(参考) 人口減少の要因

1. 地方の人口減少の最大要因は、若者(男女)の大都市(特に東京圏)への流出。
人口流出の動きは、地方と大都市(東京圏)の「経済雇用格差」に深く関連している。

- 日本特有の課題は、大都市圏への「人口移動」。若年層流出により地方は「人口再生産力」を喪失。
- 第1期は1960～70年代の高度成長期、第2期は1980～90年代のバブル経済期、第3期は2000年以降の製造業拠点の海外移転による地方経済悪化期。



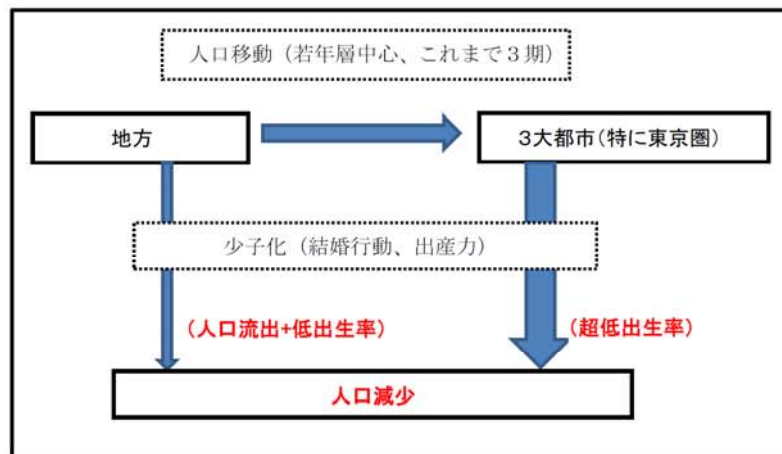
東京圏への人口移動(転入超過数)と有効求人倍率格差の推移

東京圏への転入超過数と、これに影響を与えると考えられる雇用の東京圏・地方圏格差との関係を見ると、90年代以降において、有効求人倍率の東京圏における相対的な改善と東京圏へ転入超過数の増加との関係がうかがえる。

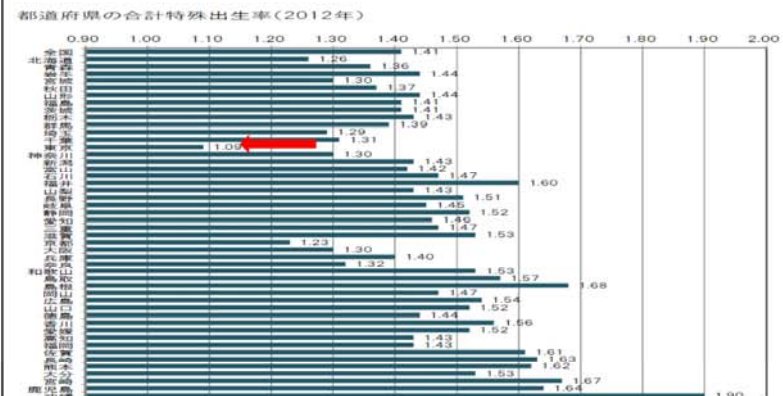


(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「職業安定業務統計」
(注)ここでいう「有効求人倍率格差」とは、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)における有効求人倍率(有効求人数/有効求職者数)を東京圏以外の地域における有効求人倍率で割ったもの。

2. 地方から大都市(東京圏)への若者(男女)の流出は、人口減少に拍車をかけている。



- 人口稠密な大都市圏の出生率は低い。東京の合計特殊出生率は1.09(日本全体では1.41)。
- 東京への若者の流入が増えれば、人口減少のスピードはさらに加速する。



(備考)厚生労働省「平成24年人口動態統計」より作成。

(参考)
人口減少の要因

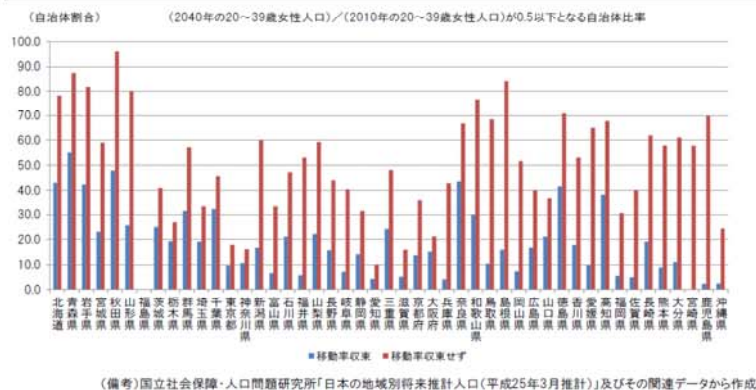
3. 地方からの人口流出がこのまま続くと、人口の「再生産力」を示す「若年女性(20～39歳)」が2040年までに50%以上減少する市町村が896(全体の49.8%)にのぼると推計される。これらの市町村は、いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高い。一方で、大都市、特に東京圏は東京近郊を中心に高齢化が一挙に進むことが予想されている。

○今後も人口移動が収束しないとすると、若年女性が50%以上減少する市町村は急増。

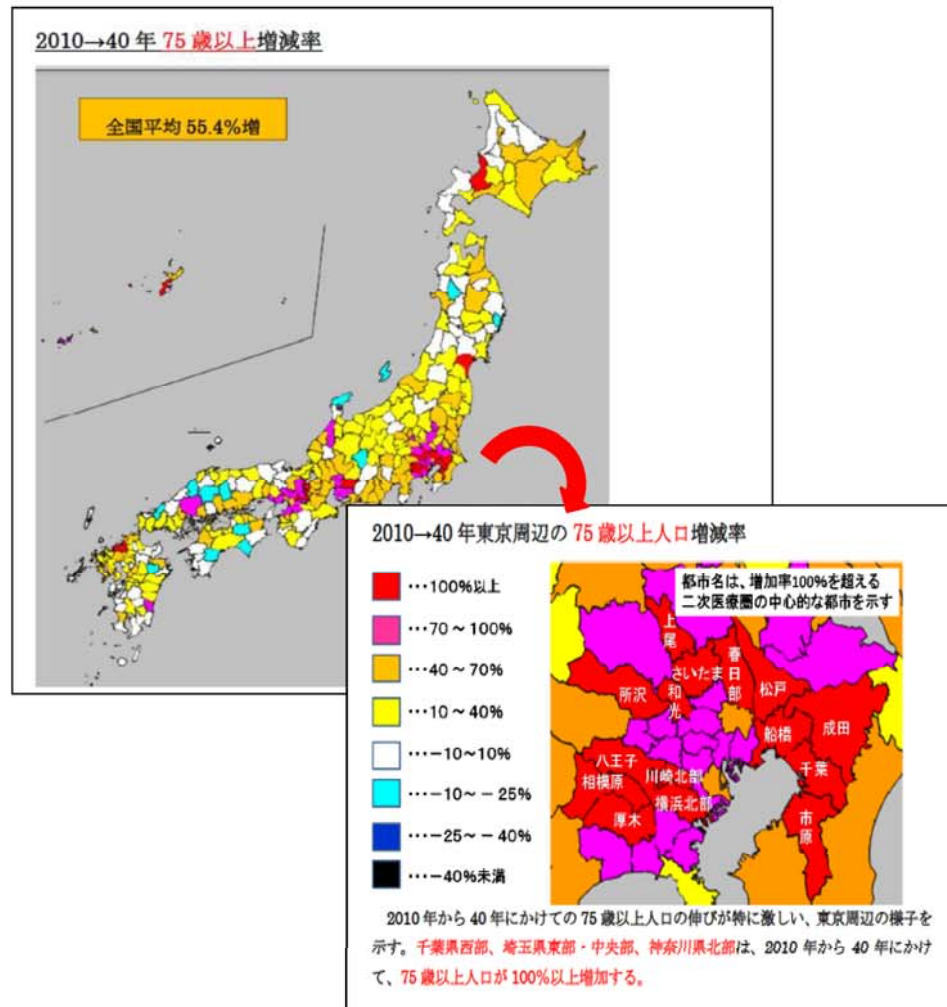
※国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計は、移動率が一定程度に収束することを前提としている。

20～39歳女性が半分以上になる自治体比率(2010～2040年)

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計を前提とした場合、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以下になる自治体比率は20.7%。
- さらに人口移動が収束しないとする仮定を置くと、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以下になる自治体数は49.8%。



(備考)国立社会保険・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」及びその関連データから作成

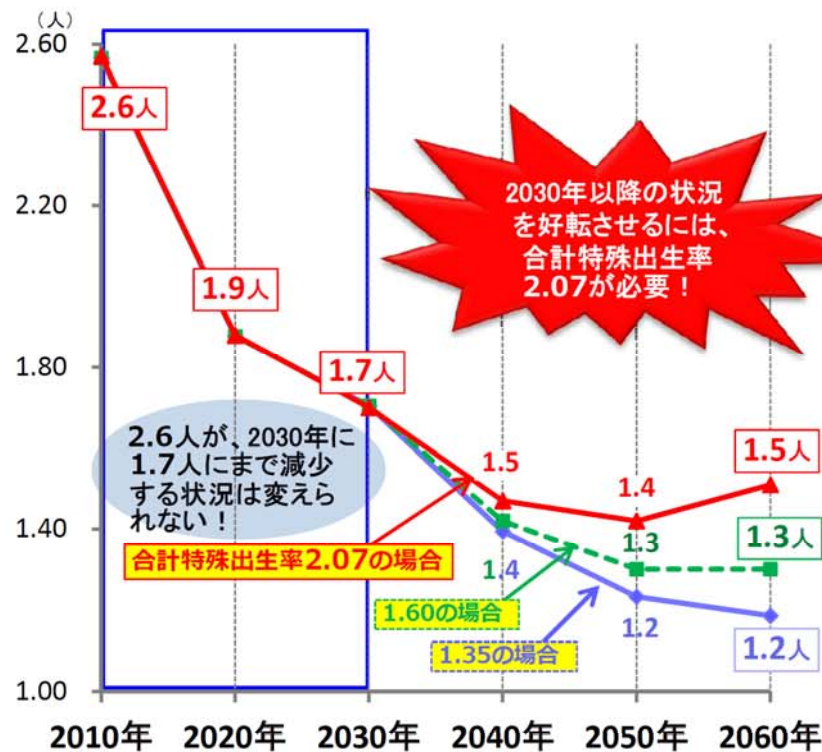


少子化が引き起こす国家的な危機

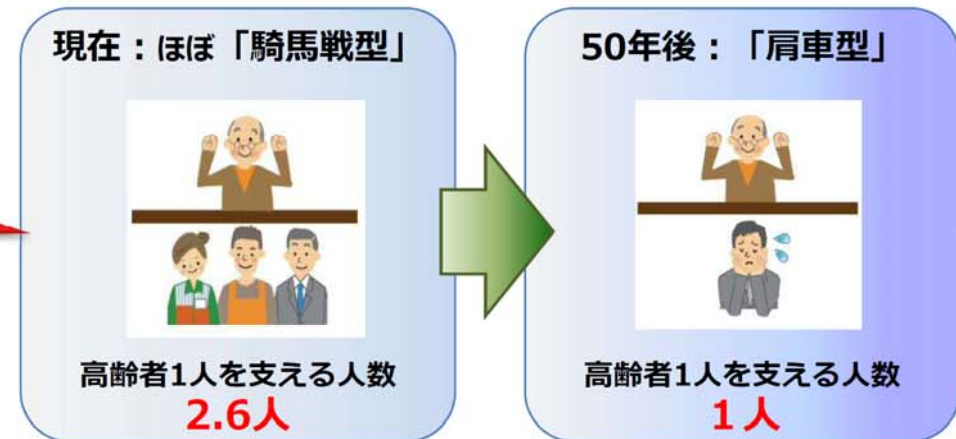
少子化の問題は、1970年代には顕在化していたにも関わらず、その取り組みは諸外国と比較しても1世代遅れており、ますます深刻さを増している。

このまま出生率が大きく改善しなければ、今の子どもたちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われ、閉塞感が社会を覆い尽くす！

○高齢者1人を支える現役世代の人数



【高齢世代と現役世代の比率変化（イメージ）】



○人口減少が社会にもたらす深刻な影響

経済の安定成長阻害

国内市場の縮小と
労働力人口の不足

社会保障制度の崩壊

高齢者の急増による
負担増大と供給不足

小規模自治体の消滅

都市への人口流出
により格差が拡大

(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月)をもとに推計
(1.35の場合：中位推計、1.60の場合：高位推計、2.07の場合：中位推計をもとに高知県で独自推計)

若い世代の1人1人に、耐え難いような負担を背負わせる社会の到来！

さらには、生活の基盤を支える地域社会そのものも、消滅の危機！

2040年の我が国の未来図

消滅の危機を
免れる自治体は、
この程度！

福島県内を除く市区町村数	1,683
・高齢者が4割以上、生産年齢人口 が4割以上減少する自治体	780
・上記以外の自治体【=白】	903

○地方から都市への人口移動が収束する
前提でも、2040年の合計特殊出生率が
「1.35」に止まれば、

- ① 高齢者の人口が4割以上
かつ
- ② 生産年齢人口が現状から4割以上減少
となる市区町村は780にのぼる！

○こうした自治体が消滅へと向かえば、我
が国の未来は、まさに日本沈没ともなり
かねない！

○その流れは確実に、地方から都市部へと
波及！

地方が減び、国家も減びかねない！

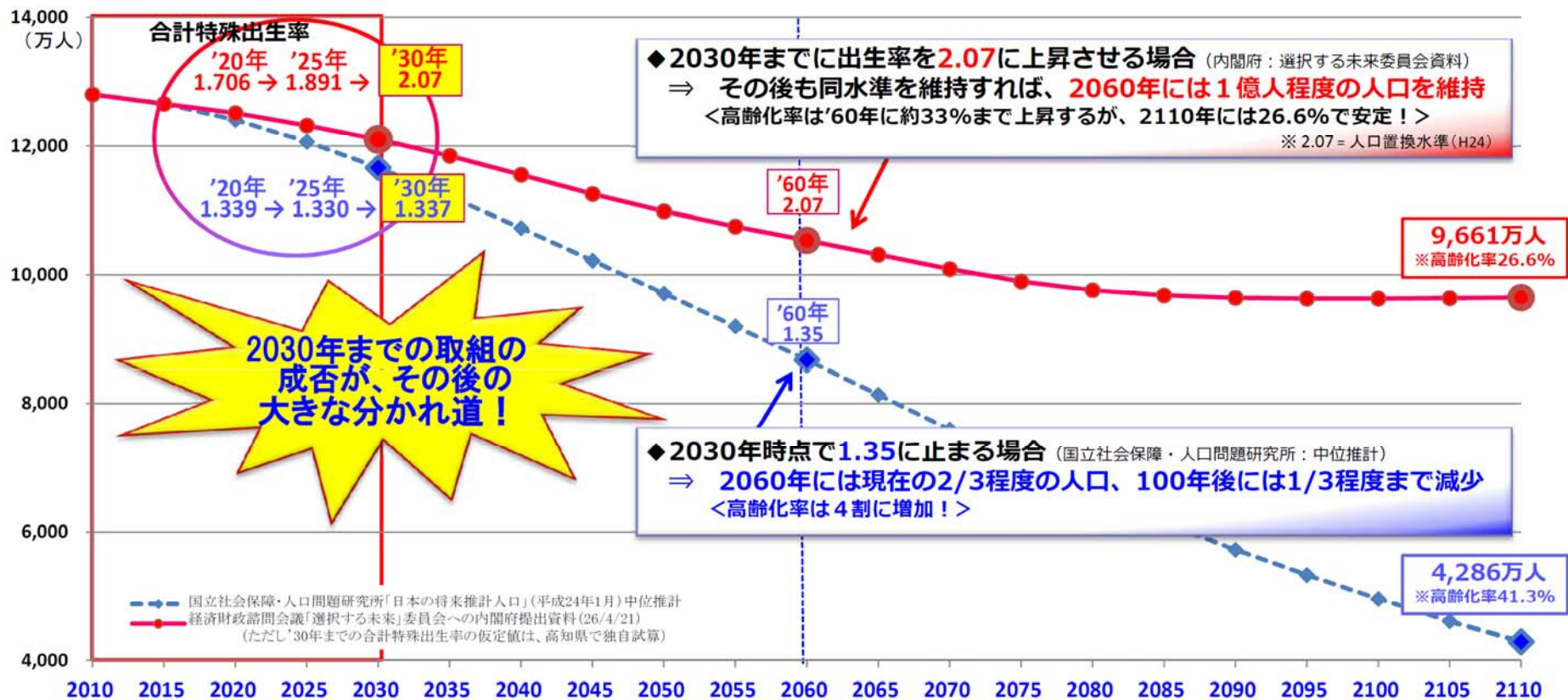
(注)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月)をもとに高知県で作成
※福島県はデータが無いため都道府県値で表示

我々は今、あの「日本沈没」が現実のものとなる瀬戸際に立たされている！

しかし、「直ちに」対策の抜本強化に取り組み、将来の姿を変えていくことは十分可能！

○総人口の将来推計

2013年:人口12,730万人、合計特殊出生率1.43、高齢化率25.1%



◆国を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組み、未来の社会を変えていくのが我々の使命。
◆今が、思い切った財源を投入し、国策としてのトータルプランに取り組む最後のチャンス！

少子化対策の抜本強化に向けた「3本の柱」

～合計特殊出生率2.07を目指すために～

I 出生率 × II 若者の人口
III 世代間の支え合い

I 出生率を高めるための施策

- ①結婚を希望するより多くの人々が望みを叶え、
- ②希望する時期に安心して出産し子育てができる社会を目指す！

出生率2.07以上に！

- ◆ライフステージに応じた施策の展開！
- ◆地域の実情に合った施策を強力に推進！

- 非正規雇用の処遇改善、長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの抜本強化
- 結婚支援の強化、不妊治療の推進
- 保育・教育費の負担軽減、保育サービスの充実強化

など

×

II 地方で家庭を築く若者を増加させる施策

- ③より多くの若者が、子育て環境が充実している地方で家庭を築くことのできる社会を目指す！

+αの効果！

- ◆安心して子育てできる家庭を築くための基盤となる雇用の場の創出と拡充！

- 地域の雇用創出・活性化（多様な地域産業への重点的な支援の強化）
- キャリア教育の充実、若者の就職支援強化
- 田舎暮らしを希望する若者の移住促進

など

III 世代間の支え合いの仕組み

高齢者や地域、企業等の参加により、
世代間を超えて子育てを支え合う社会を目指す！

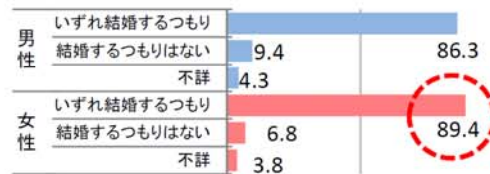
- 高齢者や企業等による子育て支援
- 高齢者から子・孫の世代への資産移転の促進

合計特殊出生率を2.07（人口置換水準）にするためには

【イメージ】

現 状

① 未婚者の結婚への意欲



（国立社会保障・人口問題研究所：H22出生動向基本調査）（％）

② 合計特殊出生率と第1子出産年齢、初婚年齢の推移



（厚生労働省：H24人口動態統計調査）

I 出生率

より希望する時期に！

〔出産・子育ての
時期を早める〕

総合的な
環境整備
により

②
希望する時期での
出産・子育てが叶えば
+30万人 +0.37

H24
第1子出産平均年齢
30.3歳

H24
出生数
103.7万人

合計特殊出生率
1.41

（注）H24人口動態統計調査等をベースに高知県で独自試算

①、②を同時達成すれば、
合計特殊出生率は
0.65ポイントのアップ！

合計特殊出生率は
“2.06”以上に!!

より多くの方が！

未婚者への
結婚支援
により

①
結婚を望む方の
希望が叶えば
+21.4万人 +0.28

〔婚姻率が
高まる〕

II 若者の人口

より住み慣れた
地方で！

③

より多くの若者が、
住み慣れた地方で働き
安定した家庭を築ける
社会が実現すれば……

①、②にも相乗効果
をもたらすなど、
一層の出生率の上昇
が期待！

【参考：試算値の考え方】

- ①未婚女性の89.4%（未婚者のうち結婚を希望する女性の割合）が既婚者に移行すると仮定し、移行した女性の数に各年代の既婚者の出生率を乗じて試算
- ②現在の第1子出産平均年齢より約5歳前倒しで出産すると仮定し、2012年時点で30～34、35～39歳の既婚女性の数に5歳前の年代の出生率を乗じて試算

少子化対策の抜本強化に向けたトータルプラン

I 出生率を高めるための施策

II 地方で家庭を築く若者を増加させる施策

結 婚

妊娠・出産

子育て

就 労

① より多くの方が

1 総合的な結婚支援策の強化

- ・ 出会いの機会の提供や結婚相談などの地方の取組への後押し

など

2 妊娠・出産のための環境整備

- ・ 安全・安心な周産期医療体制の充実（医師確保対策の強化）

など

3 子育て支援策の充実

- ・ 待機児童の解消
- ・ 保育士の安定的・継続的雇用のための処遇改善
- ・ 子ども・子育て支援新制度による量・質両面の拡充の強化（1兆円超の財源の確実な確保）
- ・ 社会的養護の必要な子どもの支援体制の充実

など

③ より地方で

7 若者が地方にとどまり働ける雇用の場の創出

- ・ 若者の雇用につながる地域経済の活性化（農林水産業の6次産業化推進、中小企業等を中心とした地域の戦略産業の育成等）
- ・ 企業の地方移転の促進
- ・ 地方大学への支援と大学キャンパスの地方移転の促進
- ・ 若者の就職・就活支援
- ・ 都市と地方との交流・移住の促進

など

② より希望する時期に

1 総合的な結婚支援策の強化

- ・ 結婚する若者や子育て世帯向け住宅の供給促進
- ・ 国による結婚や家庭の良さなどの啓発

など

2 妊娠・出産のための環境整備

- ・ 不妊への総合的な支援
- ・ 妊娠・出産の医学的な情報提供の推進（ライフプランの形成促進）

など

① より多くの方が + ② より希望する時期に！

4 子育てに伴う経済的負担の軽減

- ・ 第3子以降への重点的な支援
- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 教育費の負担軽減
- ・ 子どもの医療費助成制度の創設
- ・ 税制等を通じた負担軽減策

など

5 子育てを阻んでいる雇用環境の改善

- ・ 正規・非正規雇用の二極化の是正（若年層の正規雇用への移動支援、非正規雇用の処遇改善等）
- ・ 長時間労働の解消（経営者の意識変革の促進等）

など

6 仕事と子育ての両立が可能となる職場環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの抜本強化）

- ・ 妊娠・出産後も働き続けられる就労環境の改善、再就職支援
- ・ 仕事と育児が両立可能な職場風土の醸成に向けた意識改革
- ・ 男性の家事・育児参画の促進
- ・ 企業の子どものを生き育てやすい環境整備の取組の「見える化」

など

III 世代間の支え合いの仕組み

○民間部門

- ・ 元気な高齢者による子育て支援
- ・ 企業の結婚・子育て応援
- ・ 地域やNPO、民間団体による支援

など

官民協働

○公的部門

- ・ 地域少子化対策強化交付金の恒久化と対象範囲の拡充
- ・ 政策目標の設定
- ・ 成長戦略の強力な推進

など

○子育てを未来への投資と捉えた新たな税財政制度の創設

高齢者から子・孫の世代への所有資産の移転と再配分が促進される税財政制度の創設

【例】①贈与税における「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」 ②公的保険の補償による新たなリバースモーゲージ制度 ③新たな投資国債を活用した低所得者向け交付金等

まち・ひと・しごと創生本部の組織体制

まち・ひと・しごと創生本部

○設置根拠:閣議決定

○構成:

本部長	総理大臣
副本部長	地方創生担当大臣、官房長官
本部員	他の全ての国務大臣

※その他必要に応じて本部長が出席を求める

まち・ひと・しごと創生本部事務局

○設置根拠:総理決定

○構成:

事務局長	官房副長官(事務)
事務局長代行	・総理大臣補佐官(地方創生等担当)
	・官房副長官補(内政)
事務局長代理	(3名)

まち・ひと・しごと創生会議

○設置根拠:本部長決定

○構成:

議長	総理大臣
副議長	地方創生担当大臣、官房長官
議員	・経済財政担当大臣、少子化担当大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
	・民間有識者

※その他必要に応じて議長が出席を求める

まち・ひと・しごと創生本部幹事会

○設置根拠:本部長決定

○構成:

議長	地方創生担当大臣
議長代理	地方創生担当副大臣、官房副長官(事務)
副議長	地方創生担当大臣政務官、総理大臣補佐官、官房副長官補
議員	事務局長代理、全事務次官・長官

まち・ひと・しごと創生法案の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
（第8条）

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から1か月を超えない範囲内で政令で定める日）

まち・ひと・しごと創生本部基本方針(平成26年9月12日 まち・ひと・しごと創生本部決定)

資料2

基本方針 (案)

平成26年9月12日
まち・ひと・しごと創生本部決定

1. 基本目標

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

(1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

(2) 「東京一極集中」の歯止め

・地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

(3) 地域の特性に即した地域課題の解決

・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。
・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。
・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。

3. 検討項目と今後の進め方

(1) 検討項目

各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。

- ① 地方への新しいひとの流れをつくる
- ② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る
- ⑤ 地域と地域を連携する

(2) 今後の進め方

まち・ひと・しごと創生本部は、人口減少克服・地方創生のための「司令塔」として、まち・ひと・しごと創生会議等における議論を統括し、必要な施策を随時実行していく。このため、国と地方が総力をあげて取り組むための指針として、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を年内にも決定するとともに、地方における取組を積極的に支援していく。

政策の企画立案・実行に当たっては、地方創生担当大臣において調整し、一元的・効果的・効率的に政策を実施する。

4. 取り組むに当たっての基本姿勢

人口減少克服・地方創生のためには、具体的な政策目標を掲げ、その実現に向けて従来型の発想にとらわれず英知を結集し、あらゆる効果的な政策手段を総動員しなければならない。「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となる。本部員は、こうした点を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組む必要がある。

- ① 的確・客観的な現状分析と将来予測を踏まえた、中長期を含めた政策目標（数値目標）を設定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い政策を集中的に実施する。「バラマキ型」の投資などの手法は採らない。
- ② 各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開する。例えば、地域再生のためのプラットフォームを整備するとともに、地方居住推進のためのワンストップ支援や小さな拠点における生活支援など、同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施する。
- ③ 人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築を図り、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度についてこうした方向に合わせて検討する。
- ④ 地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する。国と地方及び地方自治体間で連携・協働するとともに、地域に根ざした民間の創意工夫を後押しする。
- ⑤ 現場に積極的に出向き、地域における先進・成功事例だけでなく、成功には至らなかった事例も含め、得られた知見を今後の政策展開に生かす。

中央・地方関係

中央・地方関係の諸類型(西尾勝)

- 単一主権国家・連邦制国家
→ 日本は単一主権国家
- 政府体系
→ 日本は三層制 cf. 英は二層or三層
仏は四層、韓国は三層
- 分権・分離型—アングロサクソン系
集権・融合型—大陸系
→ 日本是集権・融合型→分権・融合型？
cf. 集権的分散システム

- ・分権型－国の下部組織が簡素であるために、これが早くから広域自治体に転化したこと、警察が市町村の所管事項とされたこと
- ・集権型－封建時代の地域区分が意図的に解体されて自治体が作られる、国と市町村の中間の府県が国の下部機構であった、警察が国家警察として整備
- ・分離型－自治体への授権が制限列举方式であり、自治体への国の統制が立法的統制と司法的統制が中心
国と広域自治体は地方出先機関を設置、内政の総括官庁たる内務省が設置されない
- ・融合型－自治体への授権が概括授権方式(概括例示方式)、国の事務権限は地方総合出先機関たる府県を通して執行
自治体である市町村又はその執行機関に委任して執行させる、内務省を設置

○「集権・分権」の軸と、「集中・分散」の軸

- ・集中・分散－政府体系を構成する各級政府が人々に提供する行政サービスの提供義務が上級の政府に留保されている度合いが強いほど集権的システム、その逆が分散的システム
- ・集権・分権－提供義務の実質的な決定権が上級政府に留保されている度合いが強いほど、集権、その逆が分権的システム

我が国の地方自治制度（概要）

40

我が国の地方制度の歴史(戦前)

- 1868年(M元) 政体書布告、府藩県三治の制
- 1869年(M2) 版籍奉還
- 1871年(M4) 廃藩置県
- 1878年(M11) 三新法制定
- 1886年(M19) 地方官官制(勅令)
- 1888年(M21) 市制・町村制
- 1890年(M23) 帝国議会開設
府県制・郡制
- 1923年(T12) 郡制廃止

我が国の地方制度の歴史（戦後）

- 1946年（S21） 日本国憲法
- 1947年（S22） 地方自治法
- 1999年（H11） 地方分権一括法制定、翌年4月施行

日本の地方自治制度のあらまし

- ① 国と地方は別の法人格を持つ。地方自治の仕組みや国と地方の関係は、地方自治法に定められている。
- ② 地方公共団体は、2層制である。
- ③ 地方公共団体は、公選された議員による一院制の議会を持ち、予算の議決等のほか、法律の範囲内での立法権限を有している。

※国は、衆議院と参議院の二院制

- ④ 行政の執行は、直接選挙される首長により行われている。
(いわゆる大統領制)

※教育、警察等は、行政委員会制度

※国の行政執行は、議院内閣制

- ⑤ 地方公共団体が担任する事務・事業のウェイトが高い。

日本国憲法における地方自治の位置付け

第8章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

(※地方自治法、地方公務員法、地方財政法、地方税法、公職選挙法など)

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

地方公共団体の組織及び運営に関する制度の体系

日本国憲法

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」（第92条）

憲法により、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱は、法律で定めること、及びその法律の内容は「地方自治の本旨」に基づかなければならないこととされている。

地方自治法

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」（第1条）

<主な規定事項>

- ・ 国と地方公共団体の役割分担の原則
- ・ 地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則
- ・ 地方公共団体の種類と性格、事務・権能、名称、区域等
- ・ 住民及び住民の権利・義務
- ・ 条例及び規則
- ・ 議会
- ・ 執行機関の構成と事務・権能等
- ・ 財務
- ・ 国等の関与等のあり方及び係争処理等

<地方自治法以外の基本的一般的事項を定める法律>

- ・ 公職選挙法
- ・ 地方公務員法
- ・ 地方財政法
- ・ 地方税法
- ・ 地方交付税法
- ・ 住民基本台帳法

等

<特定の行政分野に関する法律>

- ・ 地方公営企業法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 警察法
- ・ 消防組織法
- ・ 農業委員会等に関する法律

等

地方自治制度の基本的な枠組み (地方自治法)

第一編 総則

- ・ 地方公共団体の種類
- ・ 「国と地方の役割分担」について
- ・ 自治事務と法定受託事務
- ・ 地方公共団体が担う主な事務
- ・ 市と町村の主な相違点

第二編 普通地方公共団体

○条例及び規則

○直接請求

○議会

- ・ 議員の選出
- ・ 議員定数・議員の報酬等
- ・ 議員の兼職・兼業の禁止
- ・ 議会の権限
- ・ 議会の議決権
- ・ 議会の執行機関等に対する監視機能
- ・ 委員会制度
- ・ 議会の運営

○執行機関

- ・ 地方公共団体の執行機関
- ・ 長とその組織

○委員会及び委員

- ・ 委員会及び委員と長との関係
- ・ 監査委員の役割・構成

○地域自治区制度

○財務

- ・ 予算・決算
- ・ 財産制度
- ・ 入札・契約制度
- ・ 住民監査請求・住民訴訟制度

○公の施設

- ・ 公の施設の指定管理者制度

○国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

- ・ 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与
- ・ 国地方係争処理委員会・自治紛争処理委員

○大都市等に関する特例

○外部監査契約に基づく監査

第三編 特別地方公共団体

- ・ 特別区
- ・ 地方公共団体の組合

地方公共団体の構造等

地方公共団体の事務

(1) 自治事務

「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。（法 § 2 ⑧）

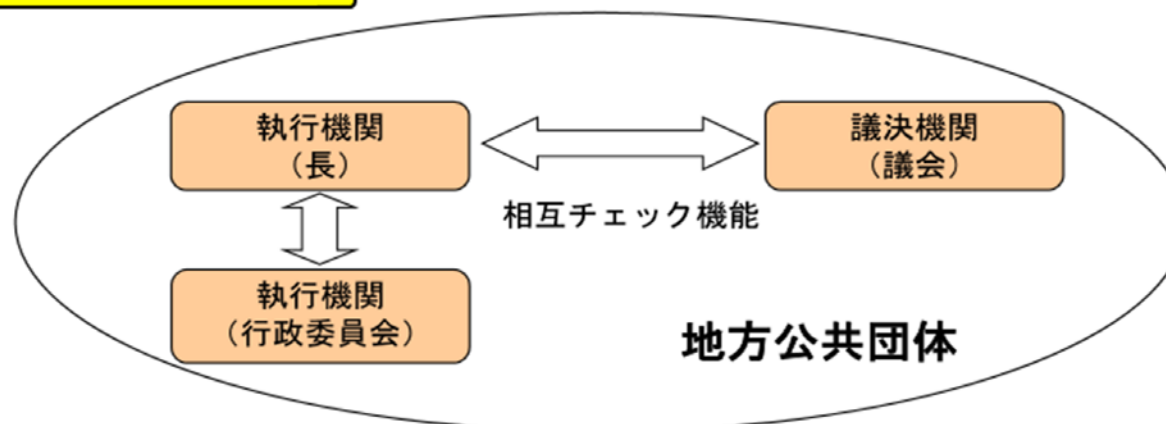
『自治事務』の例：長や議員の選挙、地方税の賦課徴収、学校、公園、病院、上下水道の設置・運営など

(2) 法定受託事務

「法定受託事務」とは、法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務のうち、国（都道府県）が本来果たすべき役割に係るものであって、国（都道府県）においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。（法 § 2 ⑨）

『法定受託事務』の例：国政選挙、旅券の交付、戸籍事務、生活保護、国の指定統計の事務（以上、国：第一号法定受託事務）、都道府県知事選挙（都道府県：第二号法定受託事務）など

普通地方公共団体の構造



地方公共団体の種類

			最大(A)	最小(B)	A/B
都道府県	人口		東京都 13,159,388	鳥取県 588,667	22.4
		東京を除く	神奈川県 9,048,331	鳥取県 588,667	15.4
	面積		北海道 83,456.87	香川県 1,862.30	44.8
		北海道を除く	岩手県 15,278.89	香川県 1,862.30	8.2
市町村	人口		横浜市 3,688,773	東京都青ヶ島村 201	18,352.1
	面積		岐阜県高山市 2,177.67	富山県舟橋村 3.47	627.6
(指定都市)	人口		横浜市 3,688,773	岡山市 709,584	5.2
	面積		静岡県浜松市* 1,558.04	川崎市 142.70	10.9
(中核市)	人口		千葉県船橋市 609,040	北海道函館市 279,127	2.2
	面積		富山県富山市* 1241.85	兵庫県尼崎市 49.97	24.9
(特例市)	人口		埼玉県川口市 500,598	神奈川県小田原 198,327	2.5
	面積		長野県松本市 978.77	大阪府寝屋川市 24.73	39.6
(一般市)	人口		東京都八王子市 580,053	北海道歌志内市 4,387	132.2
	面積		岐阜県高山市 2,177.67	埼玉県蕨市 5.10	427.0
(町村)	人口		岩手県滝沢村 53,857	東京都青ヶ島村 201	267.9
	面積		北海道留別村* 1,450.24	富山県舟橋村 3.47	417.9

名称、指定都市、中核市、特例市は、平成24年1月4日現在

人口：平成22年国勢調査人口(人)

面積：平成22年10月1日現在・国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(km²)

* は境界未確定のため参考数値

市町村合併による市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,718市町村にまで減少。

	年 月	市	町	村	計
明治の大合併 ○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
昭和の大合併 ○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
平成の大合併 ○地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
	26年(2014年)4月	790	745	183	1,718

※平成26年4月5日時点。

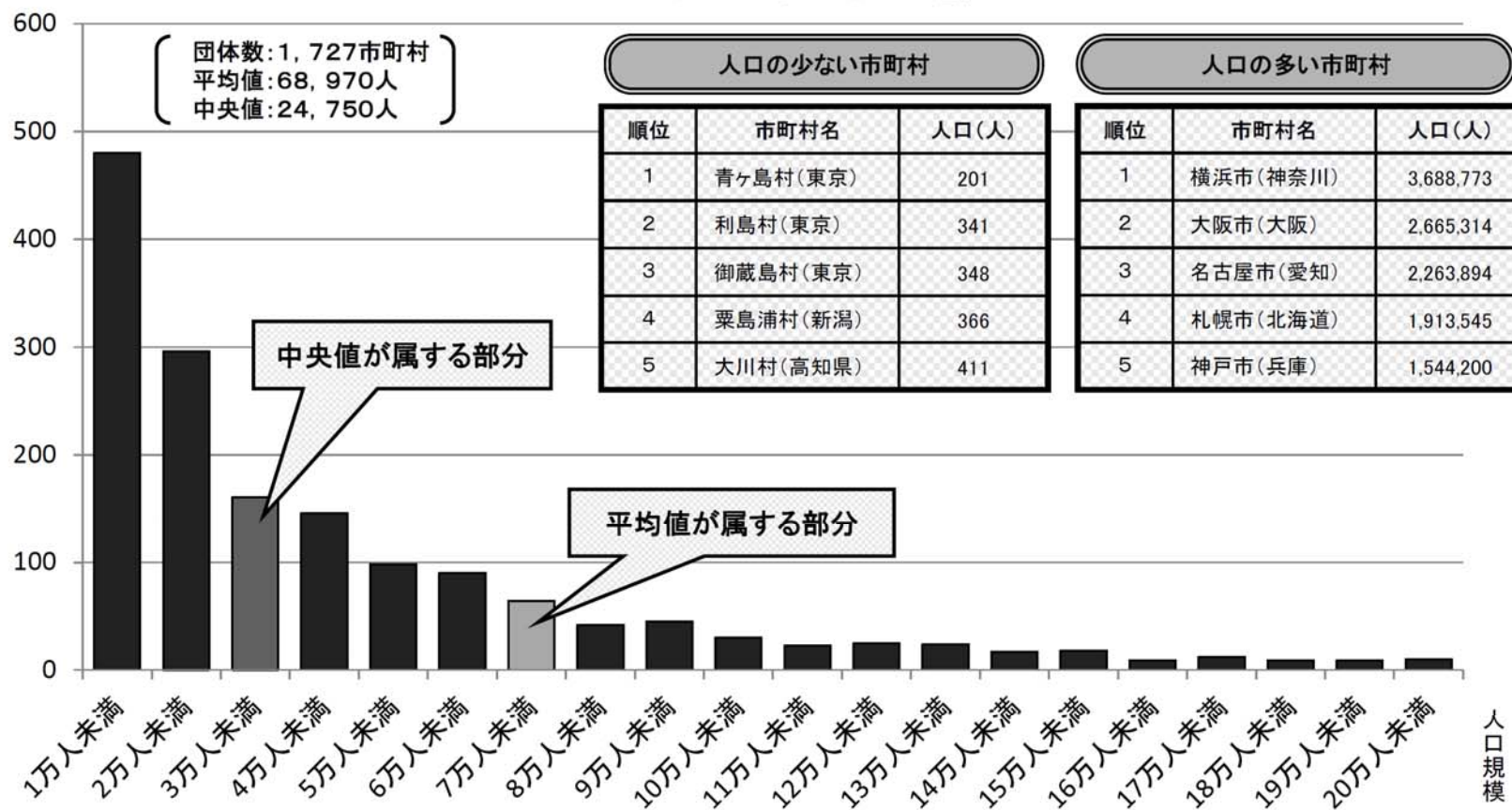
総務省HPより

人口規模別市町村数

- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。

市町村数

＜人口20万人未満の市町村のみを表示＞

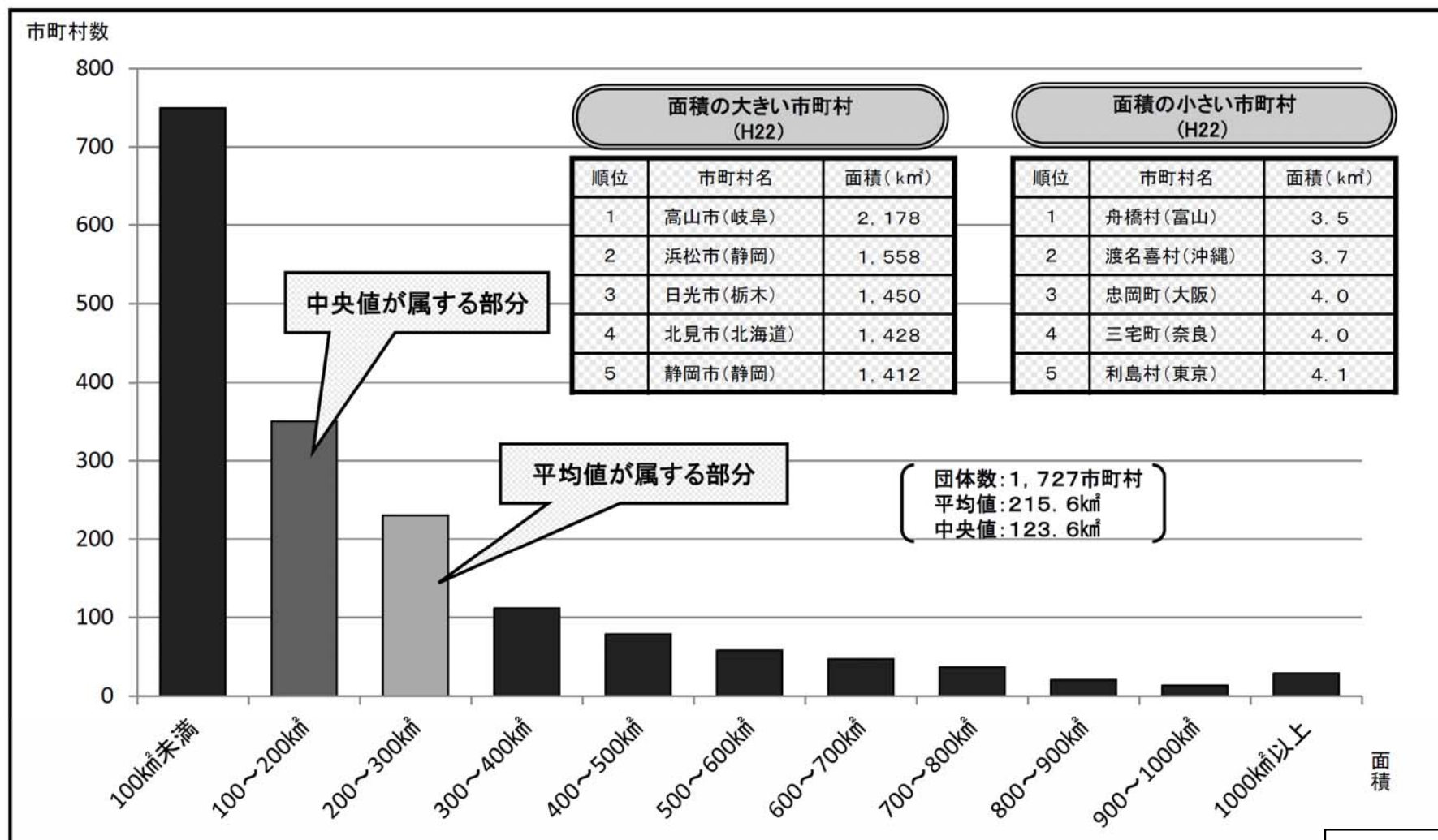


※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。
 ※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

総務省HPより

面積による分布状況

○ 2,000km²を超える市町村がある一方で、100km²未満の市町村が4割超を占める。



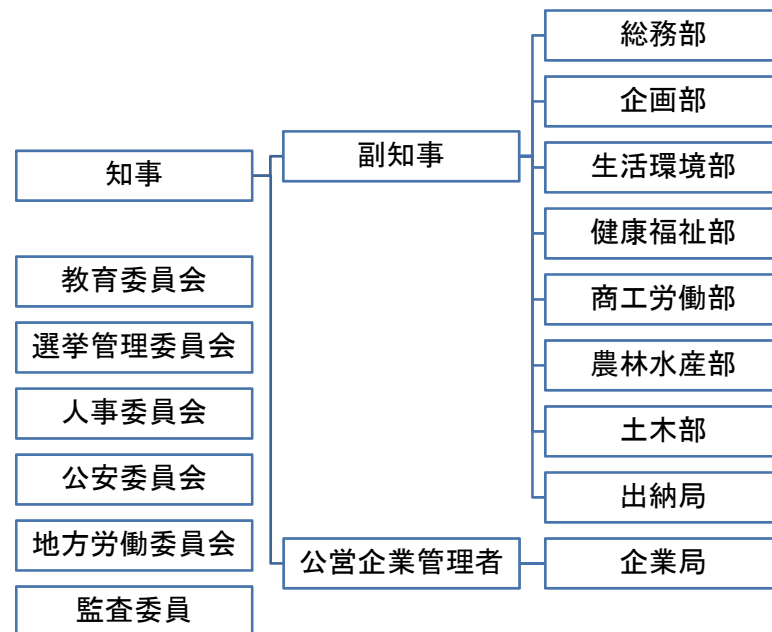
※ 面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院、平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。

総務省HPより

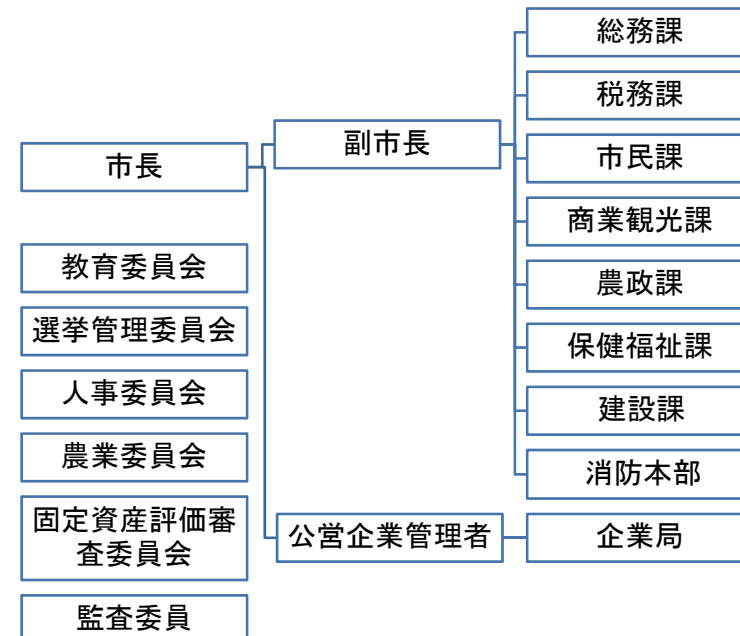
都道府県・市町村の組織

- 地方公共団体の内部組織は、条例で定めることができる。
- 都道府県の副知事及び市町村の副市町村長の定数は条例で定め、任命については、議会の同意を得て、都道府県知事及び市町村長がそれぞれ任命。
- 各部・課等の長は一般職であり、都道府県知事及び市町村長がそれぞれ任命。
- 教育委員会等の委員は、議会の同意を得て、都道府県知事及び副市町村長がそれぞれ任命。

県の行政機構(例)

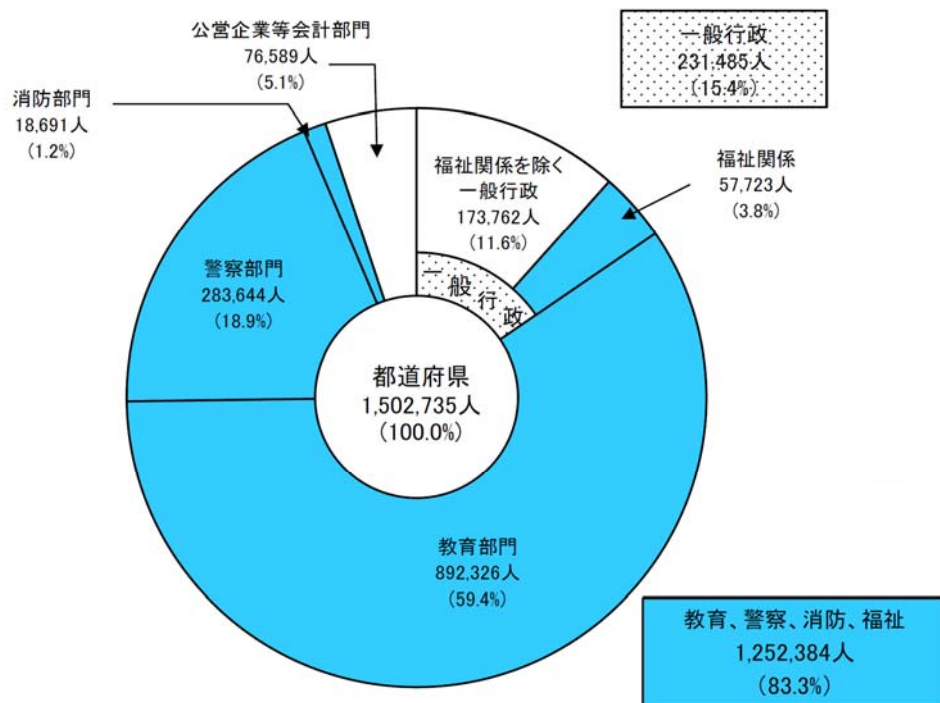


市の行政機構(例)

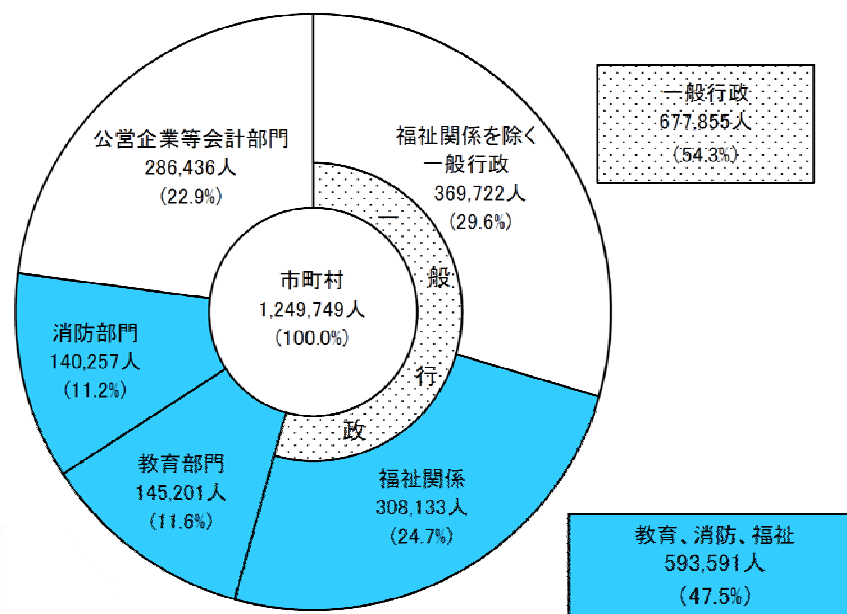


地方公共団体の職員数 (H25.4.1現在)

都道府県



市町村



選挙制度

公職の候補	任期	定数	選挙区	被選挙権	選挙権	選挙期間
都道府県知事	4年	1人	—	30歳以上	20歳以上の住民	17日
市町村長	4年	1人	—	25歳以上	20歳以上の住民	指定都市 14日 市 7日 町村 5日
都道府県議会議員	4年	条例で規定	原則として市、区又は郡	25歳以上の住民	20歳以上の住民	9日
市町村議会議員	4年	条例で規定	原則なし(指定都市は区)	25歳以上の住民	20歳以上の住民	指定都市 9日 市 7日 町村 5日

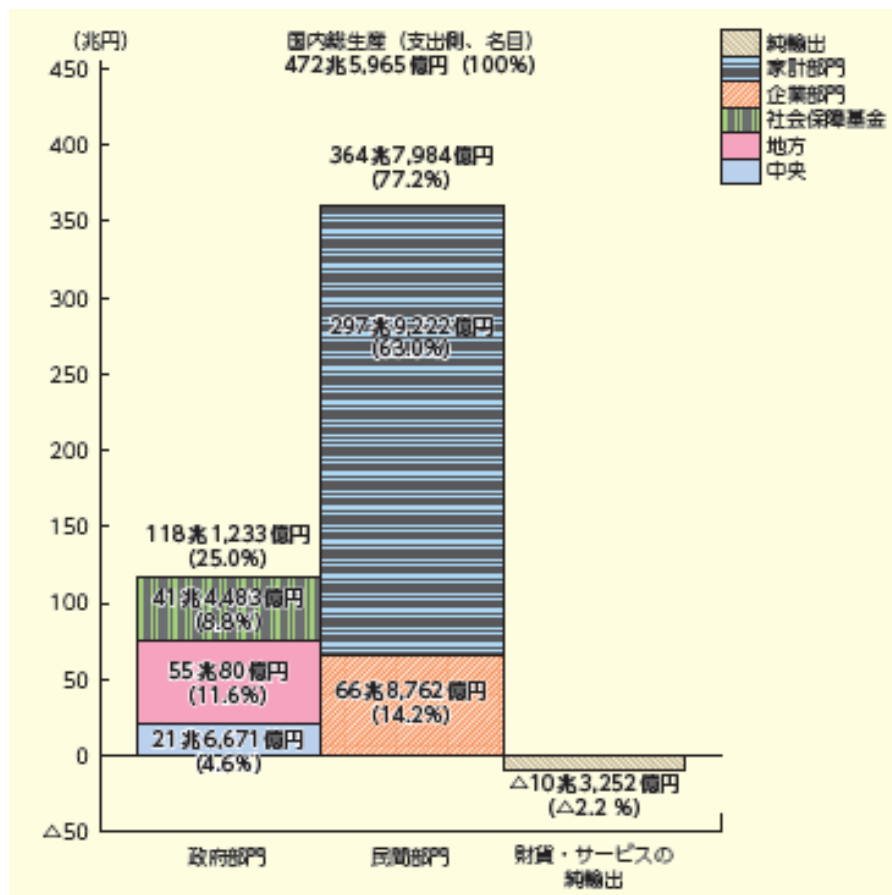
(参考)

衆議院議員	4年 ただし、解散あり	480人 小選挙区 300人 比例代表区 180人	小選挙区 300区(1人区) 比例代表区 11区(広域ブロック、6～29人)	25歳以上	20歳以上	12日
参議院議員	6年 ただし、3年ごとに半数改選	242人 小選挙区 146人 比例代表区 96人	選挙区 47区(都道府県1～4人区) 比例代表区 1区(全国 48人)	30歳以上	20歳以上	17日

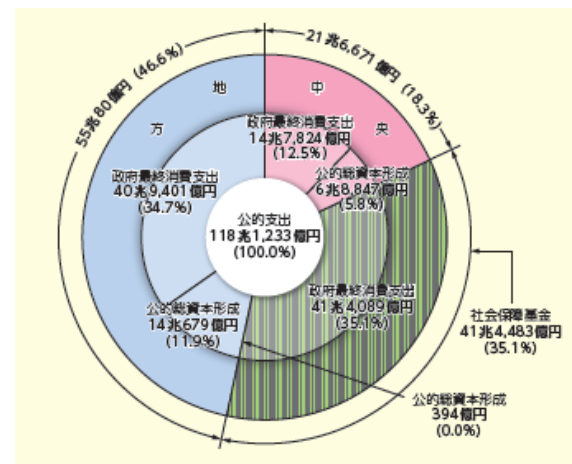
国民経済と地方財政

- 国民経済の面から地方財政についてみると、国内総支出の中では全体の11.6%を占めている。
- 公的支出の中では、最終消費支出の34.7%、総資本形成の11.9%、合計で46.6%を分担しており大きな役割を果たしている。
- しかも、地方財政を通じる支出は、国土全般に遍く行き渡るものであり、各地域社会に及ぼす経済効果は極めて大きく地域経済は地方財政の動向と密接なかかわりを持っている。

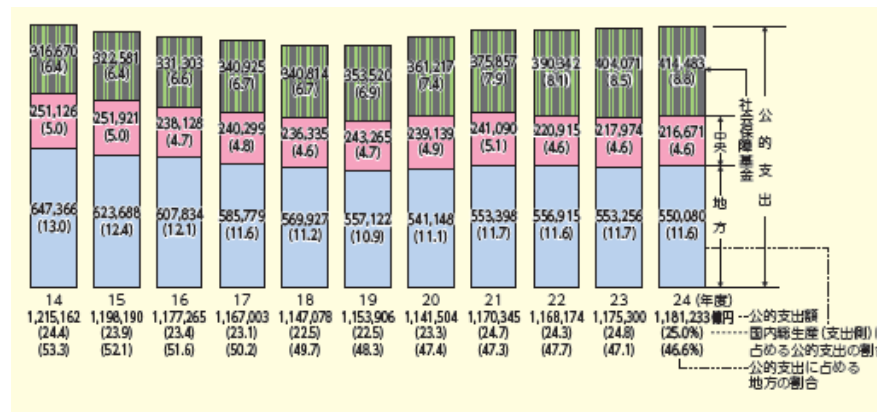
平成24年度の国内総支出と地方財政



平成24年度の公的支出の状況



公的支出の推移



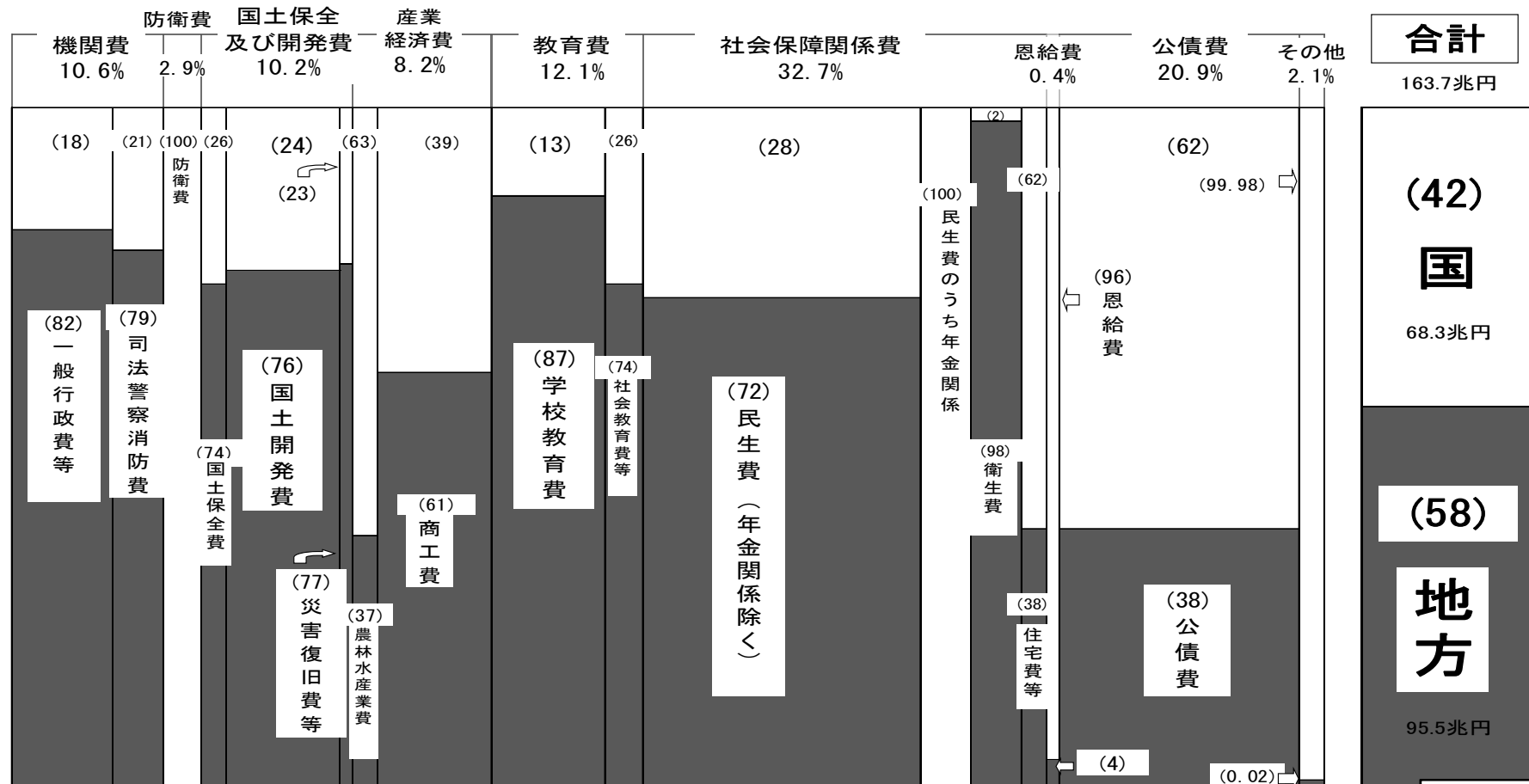
国と地方の行政事務の分担

分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		☐ 高速自動車道 ☐ 国道 ☐ 一級河川	☐ 大学 ☐ 私学助成（大学）	☐ 社会保険 ☐ 医師免許 ☐ 医薬品許可免許	☐ 防衛 ☐ 外交 ☐ 通貨
地 方	都道府県	☐ 国道（国管理以外） ☐ 都道府県道（国管理以外） ☐ 二級河川 ☐ 二級河川 ☐ 港湾 ☐ 公営住宅 ☐ 市街化区域、調整区域 ☐ 市決定	☐ 高等学校・特別支援学校 ☐ 小・中学校教員の給与 ☐ 人事 ☐ 私学助成（幼～高） ☐ 公立大学（特定の県）	☐ 生活保護（町村の区域） ☐ 児童福祉 ☐ 保健所	☐ 警察 ☐ 職業訓練
	市町村	☐ 都市計画等（用途地域、都市施設） ☐ 市町村道 ☐ 準用河川 ☐ 港湾 ☐ 公営住宅 ☐ 下水道	☐ 小・中学校 ☐ 幼稚園	☐ 生活保護（市の区域） ☐ 児童福祉 ☐ 国民健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 上水道 ☐ ごみ・し尿処理 ☐ 保健所（特定の市）	☐ 戸籍 ☐ 住民基本台帳 ☐ 消防

地方財政（国と地方の役割分担）

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方公共団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウエイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

- 国と地方の役割分担（平成24年度決算）
＜歳出決算・最終支出ベース＞



（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

総務省HPより

地方公共団体の仕事(1)－住民行政－

○住民基本台帳事務

住民を統一的に記録する住民基本台帳制度は、市町村が実施。

○戸籍事務

出生、死亡、親子、夫婦、国籍等国民の身分関係を記録する戸籍制度は、市町村が実施。

○旅券事務

日本人が外国に入国・滞在する際の身分証明書の役割を果たすパスポートの交付事務は、都道府県が実施。

地方公共団体の仕事(2)

－社会福祉行政・衛生行政－

○社会福祉行政

都道府県及び市町村は、生活保護、保育所等の児童保護、高齢者福祉、心身障害者福祉を実施。

○社会保険行政

国民健康保険及び介護保険は、市町村が実施主体。

○衛生行政

伝染病予防、食品衛生等の衛生行政の多くは、保健所を有する都道府県又は市町村が実施。また、多くの地方自治体が病院を経営。

○廃棄物行政

清掃行政は市町村が実施。産業廃棄物行政は都道府県が実施。

地方公共団体の仕事(3)－教育行政－

○義務教育(小学校及び中学校)

小学校及び中学校の大半は、市町村が設置・運営。

市町村立の義務教育学校の教職員の給与は、都道府県が支給。

都道府県及び市町村におけるこれらの事務は、教育委員会が担当。

○後期中等教育(高等学校)

高等学校の多くは公立であり、その多くは都道府県が設置・運営。

○大学(高等教育)

いくつかの地方公共団体は、公立の大学や短期大学を設置・運営。

○その他

地方公共団体は、幼稚園を設置したり、私立学校を監督・支援したり、社会教育等を実施。(→ 公立図書館行政はここに位置づけられる。)

地方公共団体の仕事(4)－治安・消防－

○警察

警察行政は、そのほとんどすべてを都道府県が実施。

都道府県には、公安委員会と警察本部があり、その下に警察署、派出所、駐在所が設置。特に派出所は「交番」として地域に親しまれる存在。

警察本部長や警察本部の上級幹部は、警察庁長官が任命する国家公務員。

○消防

消防、救急搬送等の消防行政は、そのほとんどを市町村が実施。

地方公共団体の仕事(5)－社会資本－

- 地方公共団体は、都市計画や関連する整備基本計画を定め、各種都市施設の整備、面的開発・造成事業等を推進。
- 具体的には、道路の建設・改良、河川や港湾の管理、海岸保全、公営住宅の建設・管理、都市計画の決定、下水道、街路、公園などの整備。
- これらの仕事のうち、広域にわたるもの、大規模なものは都道府県が、それ以外のものについては市町村が担当。

○(例)道路の場合

道路には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類有り。
その総延長は100万kmを超えているが、国道はその1割未満。

さらには、それらの国道の多くは都道府県が管理。

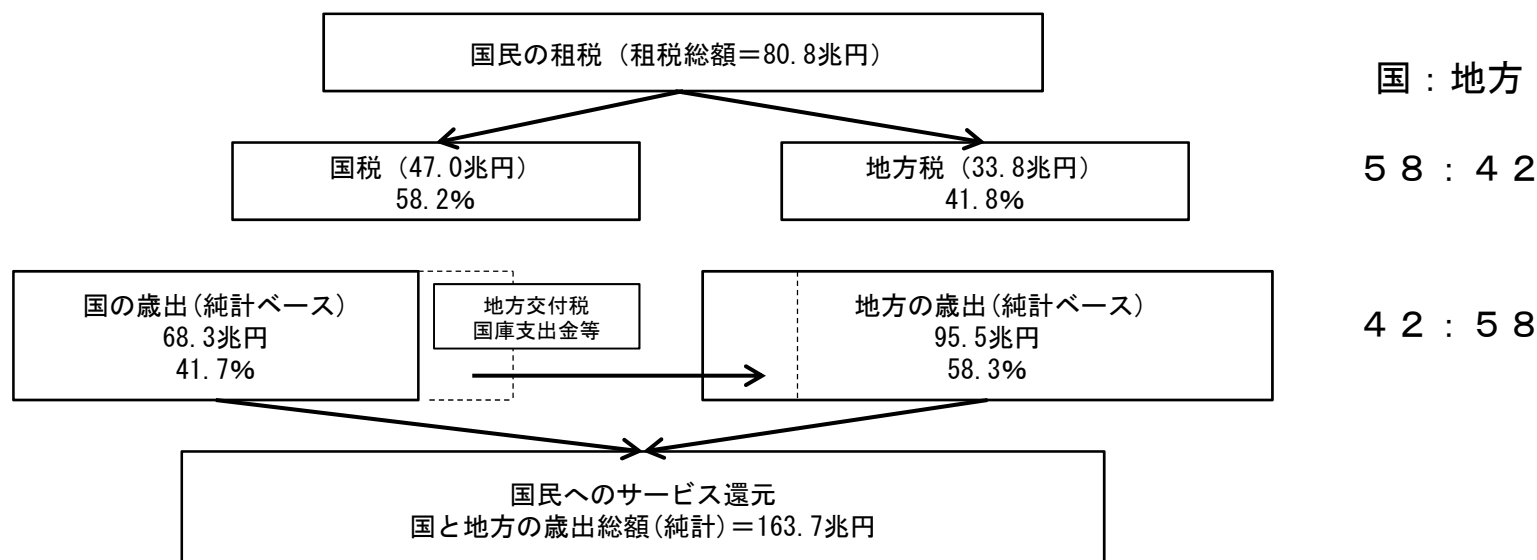
地方公共団体の仕事(6)－産業振興－

- 地方公共団体は、農業、林業、水産業、商業、工業など、幅広い産業振興行政を実施。
- 農林水産業については、消費者への農産物などの安定した供給等のため、各種の計画を策定、指導を実施。また、田畑の改良、新技術開発、特産物の開発を推進。
- 商工業については、各種の融資や指導を実施するほか、新技術の開発や、工業団地や工業用水の整備などを実施。
- 消費者行政も実施。

国と地方、地方間における税財源の現状

- 我が国の財政は、最終支出ベースにおける国と地方の比率と、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しており、両者の間に大きな乖離が存在。
- 地方歳入中の地方税の収入ウエイトは約4割。歳出規模と地方税収のギャップ（国庫支出金、地方交付税）が地域における受益と負担の関係を希薄化し、歳出増に抑止力が働きにくいとの指摘。
- 地方分権を推進するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すことが必要。

(1) 国・地方間の財源配分(平成24年度)



(2) 地方歳入決算の内訳(平成24年度)

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
344,608 (34.5%)	206,888 (20.7%)	154,593 (15.5%)	123,379 (12.4%)	168,961 (16.9%)
地方歳入99兆8,429億円				

(注) 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。